

二十四の六 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。（以下同じ。）の規定による年金たる給付の支給に関する事務

二十五 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十三号）。以下この号において「平成二十年改正法」という。附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十一年改正法の規定による改正前の厚生年金保険法の規定により平成二十一年改正法附則第三条第十三号に規定する存続厚生年金基金（第九十七条及び第九十七条の二）において「存続厚生年金基金」という。若しくは平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（第九十七条及び第九十七条の二において「存続連合会」という。）が行う給付に関する事務又は平成二十一年改正法附則第七十五条第二項の規定により企業年金連合会が行う給付に関する事務

二十六 国民年金の保険料に係る社会保険料控除の適正化を図るための事務

二十七 専ら統計の作成又は学術研究を目的とする調査に関する事務

第一章の二 被保険者

（法第七条第一項第一号及び第三号、第八条第三号、第九条第四号並びに附則第五条第一項第一号及び第二号並びに第六项第五号、平成六年改正法附則第十一条第一項第一号及び第七项第三号並びに平成十六年改正法附則第二十三条第一項第一号及び第七项第三号に規定する厚生労働省令で定める者）

国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五条)。以下「平成六年改正法」という。附則第十一項第一号及び第七項第三号並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百四号)。以下「平成十六年改正法」という。附則第二十三条第一項第一号及び第七項第三号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 日本の国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行つ者の日常生活上の世話をする活動を行うもの

二 日本の国籍を有しない者であつて、入管法第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において一年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの

(法第七条第一項第三号に規定する日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者)

第一条の三 法第七条第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 外国において留学をする学生

二 外国に赴任する第二号被保險者(法第七条第一項第二号に規定する第二号被保險者をいう。以下同じ。)に同行する者

三 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

四 第二号被保險者が外国に赴任している間に当該第二号被保險者との身分關係が生じた者であつて、第二号に掲げる者と同等と認められるもの

五 前各号に掲げる者のほか、渡航目的その他被保險者(法第七条第一項第一号に規定する者と認められる者)

第一号被保険者をいう。以下同じ。)の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長(特別区にあつては、区長とする。第二章第一節を除き、以下同じ。)に提出することによつて行わなければならない。ただし、二十歳に達したことにより第一号被保険者の資格を得する場合であつて、厚生労働大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により当該第一号被保険者に係る機関保存本人確認情報(同法第三十条の七第四項に規定する機関保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることにより二十歳に達した事實を確認できるときは、この限りでない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 届書に第四号に掲げる基礎年金番号を記載する者が、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類に記載されている氏名に変更があるときは、変更前の氏名

三 資格取得の年月日及びその理由

四 個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)(基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号)

法第十二条第五項の規定による第三号被保険者(法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。)の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれら的事項を記録した光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)を日本年金機構(以下「機関」という。)に提出することによつて行わなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 届書又は光ディスクに第四号に掲げる基礎年金番号を記載又は記録する者が、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類に記載されている氏名に変更があるときは、変更前の氏名

三 資格取得の年月日及びその理由

四 個人番号(基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号)

3 配偶者の氏名及び生年月日
六 配偶者の個人番号又は基礎年金番号
七 前条各号のいずれかに該当する者にあつて
は、その旨

二 前二項の届書又は光ディスクには、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 の一 の届書若しくは光ディスクに基礎年金番号を記載又は記録する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 の一 の二 同様の二各号のいずれにも該当しなくなつたことにより前二項の届出を行う者にあつては、その事実を明らかにすることができる書類

二 の二 第一条の二各号のいずれにも該当しない者にあつては、次に掲げる書類

イ 前項の規定により同項の届書又は光ディスクに配偶者の基礎年金番号を記載又は記録する者にあつては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

ロ 主として配偶者の収入により生計を維持していることを明らかにすることができる書類

ハ 日本国籍を有しない者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）にあつては、ローマ字により氏名を表記した書類

二 前条各号のいずれかに該当する者にあつては、その事実を明らかにすることができる書類

（第一条の二各号のいずれかに該当する者に関する届出）

第一條の五 日本国内に住所を有するに至つた者であつて、第一条の二各号のいずれかに該当するに至つたものは、その事実が発生した日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一 氏名 生年月日及び住所

二 個人番号

三 第一条の二各号のうち該当するもの

四 第一条の二各号に掲げる者として本邦に滞在する期間

五 日本国内に住所を有するに至つた年月日

2 前項の届書には、第一条の二各号のいずれかに該当することを明らかにすることができる書類を添えなければならない。(条約等適用者の届出)

第一条の六 日本国内に住所を有するに至つた者であつて、条約その他の国際約束(次項において「条約等」という。)により被保険者とならないものは、次に掲げる事項を機構に届け出るよう努めなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 個人番号(基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号)

三 前項の届書には、条約等の適用を受けていることを明らかにする書類を添えるものとする。

(資格取得の申出)

第二条 法附則第五条第一項、平成六年改正法附則第十一条第一項又は平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による被保険者の資格の取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行わなければならぬ。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 申出書に第四号に掲げる基礎年金番号を記載する者が、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類に記載されている氏名に変更があるときは、変更前の氏名

三 法附則第五条第一項各号、平成六年改正法附則第十一条第一項又は平成十六年改正法附則第二十三条第一項各号の規定のうち、その者が該当するもの

四 個人番号(基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号)

五 日本国内に住所がない者にあつては、本籍地都道府県名

六 日本国内に住所がない者であつて厚生労働大臣が定めるものにあつては、日本国内における最後の住所

七 被保険者があつた期間又は厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間(以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。)、法第三条第二項に規定する共済組合(以下単に「共済組合」といいう。)の組合員若しくは私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学教職員共済制度の加入者」という。)であつた期間(法令の規定に

よりこれらの期間とみなされる期間及び法令の規定によりこれらの期間に算入される期間を含む。以下「公的年金制度の加入期間」という。)を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨

イ 法附則第九条第一項に規定する合算対象期間(昭和六十年改正法附則第八条第五項及び国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年法律第八十六号)附則第四条第

二項の規定により合算対象期間に算入されう。)を有する者

ロ 国民年金法施行令(昭和三十四年政令第百八十四号。以下「令」という。)第十四

条に定める期間を有する者

二 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 日本国内に住所がない者にあつては、氏名、性別、生年月日及び本籍地都道府県名を明瞭にすることができる書類

三 共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間(他の法令の規定により当該組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間とみなされる期間に係るもの)の規定により資格を喪失するまでの期間の保険料を前納する場合

二 令第七条に規定する厚生労働大臣が定める期間のうち法附則第五条第五項第一号若しくは第四号、平成六年改正法附則第十一条第六項第三号若しくは第四号の規定により資格を喪失するまでの期間の保険料を前納する場合

一 法附則第五条第一項及び平成六年改正法附則第十一条第一項及び平成十六年改正法附則第二十三条第一項の申出を行う時点において、預金口座又は貯金口座を有していない場合

二 令第七条に規定する厚生労働大臣が定める期間のうち法附則第五条第五項第一号若しくは第四号、平成六年改正法附則第十一条第六項第三号若しくは第四号又は平成十六年改正法附則第二十三条第六項第三号若しくは第四号の規定により資格を喪失するまでの期間の保険料を前納する場合

三 その他前二号に掲げる事由に準ずる事由により口座振替納付によらない正当な事由があると認められる場合

二 令第七条に規定する厚生労働大臣が定める期間のうち法附則第五条第五項第一号若しくは第四号、平成六年改正法附則第十一条第六項第三号若しくは第四号の規定により資格を喪失するまでの期間の保険料を前納する場合

一 令第七条に規定する厚生労働大臣が定める期間のうち法附則第五条第五項第一号若しくは第四号、平成六年改正法附則第十一条第六項第三号若しくは第四号の規定により資格を喪失するまでの期間の保険料を前納する場合

定により合算対象期間に算入される期間を除く。)を有する者にあつては、当該期間を明らかにすることができる書類又は記録するときは、当該届書又は光ディスクに記録するときは、当該届書又は光ディスクに基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類又は配偶者の基礎年金番号又は配偶者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 資格喪失の年月日及びその理由

三 個人番号又は基礎年金番号

四 配偶者の氏名

五 第一条の三各号のいずれにも該当しなくなつた者にあつては、その旨

六 第一条の三各号のいずれにも該当しなくなつた者の死亡の届出

七 第四条 法第百五条第四項の規定による被保険者(第三号被保険者を除く。以下この項において同じ。)の死亡の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 死亡した年月日

三 被保険者の基礎年金番号

四 配偶者の氏名

五 配偶者の個人番号又は基礎年金番号

六 法第百五条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合のうち、被保険者に係るものは、当該被保険者の死亡の日から七日以内に

七 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

四 法第百五条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合のうち、被保険者に係るものは、当該被保険者の死亡の日から七日以内に

八 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

五 配偶者の個人番号又は基礎年金番号

六 法第百五条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合のうち、被保険者に係るものは、当該被保険者の死亡の日から七日以内に

七 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

八 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

九 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

一〇 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

一一 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

一二 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

一三 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

一四 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

一五 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

一六 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

一七 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

一八 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

一九 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

二〇 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

二一 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

二二 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

二三 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

二四 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

二五 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

二六 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

二七 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

二八 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

二九 被保険者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本確認情報の提供を受けることができる被保険者とする。

第二百二十四号) の規定による死亡の届出をした場合とする。

第五条 削除

(資格喪失の申出)

第六条 法附則第五条第四項、平成六年改正法附則第十一項第五項又は平成六年改正法附則第二十三条第五項の規定による被保険者の資格の喪失の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機関に提出することによつて行わなければならぬ。

この場合において、当該申出書に基づき年金番号を記載するときは、当該申出書に基づき年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならぬ。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

(被保険者の種別変更の届出)

第六条の二 法第十二条第一項の規定による被保険者の種別の変更の届出(第一号被保険者又は第三号被保険者が第二号被保険者(厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者(以下「第一号厚生年金被保險者」といふ。)にあつては、厚生年金保険者)という。)にあつては、厚生年金保険法第十八条第一項の規定により機関が当該第一号厚生年金被保険者の資格の取得を確認した場合の当該第一号厚生年金被保険者に、共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者にあつては、法附則第八条の規定により機関が当該組合員又は私学教職員共済制度の加入者に関する資料の提供を受けた場合の当該組合員又は私学教職員共済制度の加入者に限る。)となつたことによる被保険者の種別の変更の届出を除く。)は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を機関に提出することによつて行わなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

(被保険者の種別変更の届出)

第六条の三 第一号厚生年金被保険者である第二号被保険者が第一号被保険者となつたことによる被保険者の種別の変更の届出を行う者であつて届書に第四号に掲げる基礎年金番号を記載するものが、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類に記載されている氏名に変更があるときは、変更前の氏名

三 被保険者の種別の変更があつた年月日及びその理由

四 配偶者の氏名及び生年月日

五 配偶者の個人番号又は基礎年金番号

六 個人番号又は基礎年金番号

(被扶養配偶者の届出)

第六条の四 第一号厚生年金被保険者である第二号被保険者である者の配偶者である第三号被保険者の届出

一 前項の届出を行つては、次に掲げる書類

イ 前項の規定により同項の届書又は光ディスクに記録する者にあつては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

ロ 主として配偶者の収入により生計を維持していることを明らかにすることができる書類

ハ 第一条の三各号のいずれかに該当する者にあつては、その事実を明らかにすることができる書類

(被扶養配偶者の届出)

第六条の二 法第十二条の二第一項の規定による届出(第三号被保険者の配偶者に関する届出)

一 前項の届出を行つては、次に掲げる書類

イ 前項の規定により同項の届書又は光ディスクに記録する者にあつては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

ロ 主として配偶者の収入により生計を維持していることを明らかにすることができる書類

ハ 第一条の三各号のいずれかに該当する者にあつては、その事実を明らかにすることができる書類

(被扶養配偶者の届出)

第六条の二 法第十二条の二第一項の規定による届出(第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が第二号被保険者でなくなつたことの届出)

一 前項の届出を行つては、次に掲げる書類

イ 前項の規定により同項の届書又は光ディスクに記録する者にあつては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

ロ 主として配偶者の収入により生計を維持していることを明らかにすることができる書類

2 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者の種別の変更の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又は届書又はこれらの事項を記録した光ディスクを機関に提出することによつて行わなければならぬ。

二 第一号厚生年金被保険者である第二号被保険者が第三号被保険者となつたことによる被保険者の種別の変更の届出を行う者であつて届書又は光ディスクに第六号に掲げる基礎年金番号を記載又は記録するときは、当該届書又は光ディスクに基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

三 第一号厚生年金被保険者である第二号被保険者が第三号被保険者となつたことによる被保険者の種別の変更の届出を行う者であつて届書又は光ディスクに第六号に掲げる基礎年金番号を記載又は記録するときは、当該届書又は光ディスクに基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

四 氏名、性別、生年月日及び住所

五 氏名、性別、生年月日及び生年月日

六 第一条の三各号のいずれかに該当する者にあつては、その旨

七 第一条の三各号のいずれかに該当する者にあつては、その旨

八 第一条の三各号のいずれかに該当する者にあつては、その旨

九 第一条の三各号のいずれかに該当する者にあつては、その旨

一〇 第一条の三各号のいずれかに該当する者にあつては、その旨

一一 第一条の三各号のいずれかに該当する者にあつては、その旨

一二 第一条の三各号のいずれかに該当する者にあつては、その旨

一二 一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 届書に第四号に掲げる基礎年金番号を記載する者が、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類に記載されている氏名に変更があるときは、変更前の氏名

三 第三条被保険者としての国民年金の被保険者期間のうち、法附則第七条の三第一項の規定により法第五条第一項に規定する保険料納付済期間(以下単に「保険料納付済期間」という。)に算入されない期間(法附則第七条

第九条第一号に該当するに至つたことによる届出を除く。)は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスクを機関に提出しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 配偶者の氏名及び生年月日

三 配偶者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した年月日及びその資格を取得した年月日

四 氏名、性別、生年月日及び生年月日

五 配偶者の個人番号又は基礎年金番号

六 第一条の三各号のいずれかに該当する者にあつては、その旨

七 前項の規定により同項の届書又は光ディスクに記録する者にあつては、配偶者の基礎年金番号を記載又は記録する書類

八 第一条の三各号のいずれかに該当する者にあつては、配偶者の基礎年金番号を記載又は記録する書類

九 第一条の三各号のいずれかに該当する者にあつては、配偶者の基礎年金番号を記載又は記録する書類

一〇 第一条の三各号のいずれかに該当する者にあつては、配偶者の基礎年金番号を記載又は記録する書類

一一 第一条の三各号のいずれかに該当する者にあつては、配偶者の基礎年金番号を記載又は記録する書類

一二 第一条の三各号のいずれかに該当する者にあつては、配偶者の基礎年金番号を記載又は記録する書類

一二 一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 届書に第四号に掲げる基礎年金番号を記載する者が、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類に記載されている氏名に変更があるときは、変更前の氏名

三 第三条被保険者としての国民年金の被保険者期間のうち、法附則第七条の三第一項の規定により法第五条第一項に規定する保険料納付済期間(以下単に「保険料納付済期間」という。)に算入されない期間(法附則第七条

の二の規定により保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間を除く。)

四 個人番号又は基礎年金番号

五 老齢基礎年金又は昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の法(以下「旧法」といふ)による老齢年金若しくは通算老齢年金の受給権者である者にあつては、当該年金の年金証書の年金コード(年金の種別及びその年金証書を表す記号番号をいう。以下同じ。)

六 第一条の三各号のいずれかに該当する者にあつては、その旨

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならぬ。

一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 届出を遅延したことについてやむを得ない事由を明らかにすることができる書類(平成十六年改正法附則第二十一条第一項に規定する期間に係る届出を除く。)

三 第一条の三各号のいずれかに該当する者にあつては、その事実を明らかにすることができる書類

(時効消滅不整合期間の届出)

第六条の五 法附則第九条の四の二第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機関に提出することによつて行わなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 法附則第九条の四の二第一項に規定する時効消滅不整合期間

三 基礎年金番号

四 老齢基礎年金又は法第七条第一項第一号に規定する厚生年金保険法に基づく老齢給付等(以下この条において「厚生年金保険法に基づく老齢給付等」という。)を受けることができる者にあつては、当該老齢基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齢給付等の年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにことができる書類

二 老齢基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齢給付等(厚生労働大臣が支給するものを除く。)を明らかにことができる書類

2

除く。)を受けることができる者にあつては、当該老齢基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受ける権利について裁判又は支給決定を受けたことを明らかにすることができる書類

(氏名変更の届出)

第七条 法第十二条第一項の規定による被保険者(第二号被保険者及び厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機関に提出する者を除く。)の氏名の変更の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

一 変更前及び変更後の氏名並びに変更の年月日並びに生年月日

二 住所

三 個人番号又は基礎年金番号

四 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機関に提出する者を除く。)の氏名の変更の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機関に提出することによつて行わなければならない。

一 変更前及び変更後の住所並びに変更の年月日並びに生年月日

二 住所

三 個人番号又は基礎年金番号

四 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機関に提出する者を除く。)の住所の変更の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機関に提出することによつて行わなければならない。

一 変更前及び変更後の住所並びに変更の年月日並びに生年月日

二 住所

三 個人番号又は基礎年金番号

四 配偶者の氏名

五 個人番号又は基礎年金番号

一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 日本国籍を有しない者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機関に提出する者を除く。)にあつては、ローマ字により氏名を表記した書類

(住所変更の届出)

第八条 法第十二条第一項の規定による被保険者(第二号被保険者及び厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十三条の九の規定により機関に提出する者を除く。)の氏名の変更の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機関に提出することによつて行わなければならない。

一 変更前及び変更後の個人番号

二 変更前及び変更後の個人番号

三 個人番号の変更月日

四 配偶者の個人番号又は基礎年金番号

第九条 法第十二条第四項(法第百五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告は、資格の取得の届出については第一条の四第一項各号に掲げる事項を、資格の喪失の届出については第三条第一項各号に掲げる事項を、死亡の届出については第四条第一項各号に掲げる事項を、被保険者の種別の変更の届出については第六条の二第一項各号に掲げる事項を、氏名の変更の届出については第七条第一項各号に掲げる事項を、住所の変更の届出については第八条第一項各号に掲げる事項をそれぞれ記載した書類又はこれらの事項をそれぞれ記録した光ディスクを、当該届出を受理した日から十四日以内に、機関に送付することによつて行わなければならない。

法第十二条第六項又は第八項(法第十二条の二第二項並びに第五百五条第二項及び第五項において準用する場合を含む。)の規定により法第十二条第五項、第十二条の二第一項又は第五百五条第一項若しくは第四項の届出を受理した第二号被保険者を使用する事業主、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は健康保険組合(次項及び第四項において「事業主等」という。)は、届書又は光ディスク及び当該届書又は光ディスクに添えられた書類を、速やかに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

内に住所を有するに至つたことにより当該各号に該当しなくなった場合であつて、引き続き第三号被保険者となるときは、当該第三号被保険者は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機関に提出しなければならない。この場合において当該各号のいずれかに該当するに至つた者にあつては、当該届書にその事実を明らかにすることができず、当該老齢基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受ける権利について裁判又は支給決定を受けたことを明らかにすることがができる。

規定する場合	第九条の二第二号に規定する場合	第九条の二第二号に規定する場合	第九条の二第二号に規定する場合	第九条の二第二号に規定する場合
第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が使用される地方公務員等共済組合法第百四十四条の三第一項各号に掲げる団体	第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が使用される国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第三項に規定する派遣先企業	第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が使用される公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第三項に規定する派遣先団体（私学教職員共済制度の加入者を使用する学校法人（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百一十三号）第八号に規定する学校法人をいう。）である場合にあつては、日本私立学校振興・共済事業団）又は同法第十条第一項に規定する特定法人	第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が使用される公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百一十三号）第八号に規定する学校法人をいう。）である場合にあつては、日本私立学校振興・共済事業団）又は同法第十条第一項に規定する特定法人	第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が使用される公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百一十三号）第八号に規定する学校法人をいう。）である場合にあつては、日本私立学校振興・共済事業団）又は同法第十条第一項に規定する特定法人
第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が使用される国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第三項に規定する派遣先企業	第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が使用される公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第三項に規定する派遣先団体（私学教職員共済制度の加入者を使用する学校法人（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百一十三号）第八号に規定する学校法人をいう。）である場合にあつては、日本私立学校振興・共済事業団）又は同法第十条第一項に規定する特定法人	第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が使用される公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百一十三号）第八号に規定する学校法人をいう。）である場合にあつては、日本私立学校振興・共済事業団）又は同法第十条第一項に規定する特定法人	第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が使用される公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百一十三号）第八号に規定する学校法人をいう。）である場合にあつては、日本私立学校振興・共済事業団）又は同法第十条第一項に規定する特定法人	第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が使用される公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百一十三号）第八号に規定する学校法人をいう。）である場合にあつては、日本私立学校振興・共済事業団）又は同法第十条第一項に規定する特定法人
第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が使用される地方公務員等共済組合法第百四十四条の三第一項各号に掲げる団体（以下この条において「団体職員」という。）を使用する同項第四号に掲げる団体（以下この条において「団体」という。）は、その事務所の名称及び所在地を団体職員を組合員とする地方公務員共済組合を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。	第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が使用される地方公務員等共済組合第百四十四条の三第一項に規定する団体職員（以下この条において「団体職員」という。）を使用する同項第四号に掲げる団体（以下この条において「団体」という。）は、前項の規定により届け出た事項に変化があつたときは、その事実があつた日から三十日以内に、当該変更に係る事項を記載した届書を団体職員を組合員とする地方公務員共済組合を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。	第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が使用される地方公務員等共済組合第百四十四条の三第一項に規定する団体職員（以下この条において「団体職員」という。）を使用する同項第四号に掲げる団体（以下この条において「団体」という。）は、前項の規定により届け出た事項に変化があつたときは、その事実があつた日から三十日以内に、当該変更に係る事項を記載した届書を団体職員を組合員とする地方公務員共済組合を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。	第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が使用される地方公務員等共済組合第百四十四条の三第一項に規定する団体職員（以下この条において「団体職員」という。）を使用する同項第四号に掲げる団体（以下この条において「団体」という。）は、前項の規定により届け出た事項に変化があつたときは、その事実があつた日から三十日以内に、当該変更に係る事項を記載した届書を団体職員を組合員とする地方公務員共済組合を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。	第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が使用される地方公務員等共済組合第百四十四条の三第一項に規定する団体職員（以下この条において「団体職員」という。）を使用する同項第四号に掲げる団体（以下この条において「団体」という。）は、前項の規定により届け出た事項に変化があつたときは、その事実があつた日から三十日以内に、当該変更に係る事項を記載した届書を団体職員を組合員とする地方公務員共済組合を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

(承認に関する通知等)

第十四条 厚生労働大臣は、第二条に規定する申出書を受理したときは、文書で、その旨を申出

第二項又は第三項の規定によりその一部につき納付することを要しないものとされた保険料に関する事項

寡婦金金

第十四条 厚生労働大臣は、第二条に規定する申出書を受理したときは、文書で、その旨を申出者に通知しなければならない。

厚生労働大臣は、第十一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の再交付の申請書を受理したときは、新たに基礎年金番号通知書を作成し、これを被保険者に交付しなければならない。

(第三号被保険者の生計維持の認定の通知等)

第十四条の二 厚生労働大臣は、第一条の四第二項の第三号被保険者の資格の取得の届出又は第六条の二第二項の被保険者の種別の変更の届出があつた場合において、これらの規定による届出人が主として配偶者の収入により生計を維持していることの認定を行つたときは、文書で、その旨を届出者に通知しなければならない。

厚生労働大臣は、第八条の三の規定による特例要件に係る届出(第一条の三各号のいずれかに該当するに至つたことによる届出に限る)があつた場合において、同条の規定による届出人が第一条の三各号に該当する者であることを確認したときは、文書で、その旨を届出者に通知しなければならない。

厚生労働大臣は、第一項の通知をする場合において、第十条第一項の規定に基づき基礎年金番号通知書を初めて被保険者の資格を取得した者に交付するときは、これを、第一項の通知書に添えて、当該届出人に交付しなければならない。

(国民年金原簿の記載事項)

第十五条 法第十四条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 被保険者(第二号被保険者にあつては、第一号厚生年金被保険者に限る。次号において同じ。)の基礎年金番号

二 被保険者の性別、生年月日及び住所

三 給付に関する事項

四 法第八十九条第一項、第九十条第一項若しくは第九十三条の三第一項、平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十四号。以下「平成二十六年年金事業運営改善法」という。)附則第十四条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び法第九十条の二第一項、

き納付することを要しないものとされた保険料に關する事項

寡婦全金

第二項又は第三項の規定によりその一部につき納付することを要しないものとされた保険料に関する事項

五 被保険者が国民年金基金の加入員であるときは当該基金の加入年月日

(法第十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第十五条の二 法第十四条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第三号及び第四号に掲げる事項とする。

(訂正の請求)

第十五条の三 法第十四条の二第一項の規定による訂正の請求（第一百三十三条第一項第一号において「訂正請求」という。）は、次の各号に掲げた事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならぬ。

一 氏名、生年月日及び住所

二 基礎年金番号

三 特定国民年金原簿記録（法第十四条の二第一項に規定する特定国民年金原簿記録をいいう。以下この号において同じ。）が事実でない、又は国民年金原簿に特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料する期間（次項第一号において「請求期間」という。）

四 法第十四条の二第二項において準用する同一条第一項の規定による訂正の請求をする者（次項第二号において「第二項請求者」という。）にあつては、死亡した年金給付の受給権者又は死亡した被保険者若しくは被保険者であつた者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 請求期間における保険料の納付状況その他の事実を記載した書類

二 第二項請求者にあつては、次に掲げるいずれかの書類

イ 次に掲げる給付を受ける権利について裁定又は支給決定を受けた場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類（当該書類を添えることができないときは、その事由書）

(1) 法第十九条の規定による未支給の年金

(2) 遺族基礎年金

寡婦全金

(5) (4) (3) 昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなお從前の例によるものとされた旧法第十九条及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第三百五十三号)第一条各号に掲げる規定による未支給の年金

(6) 昭和六十年改正法附則第三十二条第一項の規定によりなお從前の例によるものとされた旧法による遺児年金 口 イの場合以外の場合につては、次に掲げる書類

- (1) 死亡した年金給付の受給権者又は死亡した被保險者若しくは被保險者であつた者と第二項請求者との身分關係を明らかにすることができる書類
- (2) その他イ(1)から(6)までに掲げる受給の受給権者であることを証する書類

(保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知)

第十五条の四 法第十四条の五の規定による厚生労働大臣の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。たゞしこれ厚生年金保険法第三十一条の二の規定による通知が行われる場合は、この限りでない。

一 次に掲げる被保險者期間の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 第一号被保險者としての被保險者期間
被保險者期間の月数、最近一年間の被保險者期間における保険料の納付状況及び被保險者期間における保険料の納付状況に応じた保険料の総額

ロ 第二号被保險者としての被保險者期間
厚生年金保険法施行規則第十二条の二第二項第一号から第三号までに掲げる事項

ハ 第三号被保險者としての被保險者期間
被保險者期間の月数

二 老基基礎年金及び厚生年金保険法による老齢厚生年金の額の見込額

三 その他必要な事項

裁判の請求を行つたものの平成六年改正法附則第三十条の規定による第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金についての裁判の請求(平成六年改正法附則第十九条第一項、第二十条第一項若しくは第二十二条の二第一項、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の三第一項(なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第二十五条の三第一項若しくは第二十五条の四第一項又は廃止前農林共済法附則第十二条の三第一項の表の上欄に掲げる者が定額部分支給開始年齢に達する日(以上の中の定額部分支給開始年齢があるときは、その最も遅い日とする。)の属する月の前月までに請求するものに限る。)は、第十六条の規定にかかわらず、第十六条の四第一項各号第四号及び第五号を除く。)に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

2 第十六条の二第五項の規定は、前項の請求に係る老齢基礎年金について準用する。
(支給停止解除の申請)

第十七条 法第二十条第三項(昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定により老齢基礎年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所
一の二 個人番号又は基礎年金番号

二 老齢基礎年金の支給の停止の解除を申請する旨

三 老齢基礎年金の年金証書の年金コード

四 第十六条第一項第六号イからトまでに掲げる年金たる給付(以下「公的年金給付」という。)のうち法又は旧法による年金たる給付及び障害を支給事由とする年金たる給付(受給権者が六十五歳に達していないときは死亡を支給事由とするものを含む。)の年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

三項（廃止前昭和六十年農林共済改正法）（平成十三年統合法附則第二条第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。以下同じ。）附則第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による支給停止解除の申請と併せて行われるときは、第一項の申請書に記載することとされた事項及び第二項の規定により第一項の申請書に添えなければならないこととされた書類のうち当該厚生年金保険の実施者たる政府が支給する退職共済年金の支給停止解除の申請書に記載し、又は添えたものについては、第一項及び第二項の規定にかかるらず、第一項の申請書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

（支給停止の申出）

第十七条の二 法第二十条の二第一項の規定により老齢基礎年金の支給停止の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

三 老齢基礎年金の年金証書の年金コード

四 老齢基礎年金の支給停止の申出をする旨

前項の申出を行う者が、同時に次の各号に掲げる年金たる給付の受給権を有する場合であつて、同項の申出が当該給付に係る法第二十条の二第一項（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号。以下「平成十六年経過措置政令」という。）第三十三条第一項において準用する場合を含む。）、厚生年金保険法第三十八条の二第二項（平成十六年経過措置政令第三十二条第一項及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。）又は平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条の二第一項の規定による支給停止の申出と併せて行われるときは、前項の申出書に記載することとされた事項のうち当該給付の支給停止の申出書に記載したものについては、同項の規定にかかわらず、同項の申出書に記載することを要しないものとする。

二 法又は旧法による年金たる給付
(厚生労働大臣が支給するものに限る。) 又は
旧厚生年金保険法による年金たる保険給付
三 旧船員保険法による年金たる保険給付
四 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定
により厚生年金保険の実施者たる政府が支給
するものとされた年金たる給付
五 平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定
により厚生年金保険の実施者たる政府が支
給するものとされた年金たる給付
六 前二項の規定は、法第二十条の二第一項の規
定により付加年金の支給停止の申出をしようと
する者について準用する。
(支給停止の申出の撤回)

第十七条の一の二 法第二十条の二(第三項の規定
により老齢基礎年金の支給停止の申出を撤回す
ようとする者は、次に掲げる事項を記載した申
出書を機構に提出しなければならない。

一 氏名 生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

三 老齢基礎年金の年金証書の年金コード

四 老齢基礎年金の支給停止の申出を撤回す
る旨

前項の申出書には、提出日前一月以内に作成
された受給権者の生存に関する市町村長の証明
書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台
帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に
係る機構保存本人確認情報の提供を受けること
ができるないときに限り)を添えなければなら
ない。

第一項の申出の撤回を行う者が、同時に前条
第二項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有
する場合であつて、第一項の申出が当該給付に
係る法第二十条の二(第三項)(平成十六年経過措
置政令第三十一条第一項において準用する場合
を含む)、厚生年金保険法第三十八条の二(第三
項)(平成十六年経過措置政令第三十二条第一項
及び第三十三条第一項において準用する場合を
含む)又は平成八年改正法附則第十六条第一
項の規定により適用するものとされたなお効力
を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法
第七十四条の二(第三項の規定による支給停止の
申出の撤回併せて行われるときは、第一項の
申出書に記載することとされた事項及び前項の
規定により第一項の申出書に添えなければならない
ないこととされた書類のうち当該給付の支給停

止の申出の撤回の申出書に記載し、又は添えたものについては、前二項の規定にかかわらず、第一項の申出書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

4 前三項の規定は、法第二十条の二第三項の規定により付加年金の支給停止の申出の撤回をしようとする者について準用する。

(改定の請求)

第十七条の二の三 昭和六十年改正法附則第十七条第一項の規定による老齢基礎年金の額の改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機会に提出することによつて行わなければならぬ。ただし、七十歳に達したことにより同項の規定による老齢基礎年金の額が改定されるときは、この限りでない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 改定事由に該当した年月日

三 老齢基礎年金の年金証書の年金コード

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

三 前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状を示すレントゲンフィルム

(加算事由該当の届出)

第十七条の四 老齢基礎年金の受給権者は、六十五歳に達した日において、昭和六十年改正法附則第十四条第一項の規定に該当したときは、老齢基礎年金の裁定の請求を行つた後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機会に提出しなければならない。ただし、厚生年金保険法施行規則第三十三条第一項の請求書に同条第二項第四号の三に掲げる書類を添えたとき(該老齢基礎年金の裁定の請求時において配偶者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる給付を受けおり、かつ、該書類に記載された事項に変更がない場合に限る)。その他、当該受給権者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項の規定に該当したことを厚生労働大臣が確認できるときは、この限りでない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

三 老齢基礎年金の年金証書の年金コード

四 配偶者の氏名及び生年月日

五 配偶者が受ける権利を有する昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給金番号

六 経過措置政令第二十八条に定める給付を受ける権利を有する者にあつては、その旨並びに当該給付の名称並びに当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 受給権者と配偶者との身分関係を明らかにすることがができる書類

二 受給権者の規定に該当することを明らかにすることがができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

三 受給権者が配偶者によつて生計を維持していることを明らかにできる書類

第十七条の三 老齢基礎年金の受給権者は、昭和六十年改正法附則第十四条第二項又は第十八条第三項の規定に該当するに至つたときは、前条第一項各号に掲げる事項を記載した届書に同条第二項各号に掲げる書類を添えて、速やかに、これを機会に提出しなければならない。

(加算事由不該当の届出等)

第十七条の四 昭和六十年改正法附則第十四条第一項若しくは第十八条第二項若しくは、老齢基礎年金の裁定の請求を行つた後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機会に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

三 組合員として所属する共済組合の名称又は私学教職員共済制度の加入者である旨及び当該共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の加入者の資格を取得した年月日

(支給停止事由該当の届出等)

第十七条の五 昭和六十年改正法附則第十四条第一項若しくは第十八条第二項若しくは第三項の規定による加算が行われている老齢基礎年金の受給権者及び同法附則第十五条第一項又は第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者は、経過措置政令第二十八条に定める給付を受ける権利を有することとなつたときは、速くは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 配偶者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号の規定に該当することを明らかにすることがができる書類

二 受給権者と配偶者との身分関係を明らかにすることがができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

三 受給権者が配偶者によつて生計を維持したことを見たことを明らかにできる書類

第十七条の六 老齢基礎年金の受給権者は、共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者である第二号被保険者となつたことにより平成六年改正法附則第七条第二項の規定に該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機会に提出しなければならない。ただし、当該老齢基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 老齢基礎年金の年金証書の年金コード

三 組合員として所属する共済組合の名称又は私学教職員共済制度の加入者である旨及び当該共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の加入者の資格を取得した年月日

(支給停止事由消滅の届出)

第十七条の七 老齢基礎年金の受給権者は、法第二十条第一項又は昭和六十年改正法附則第十一

二 個人番号又は基礎年金番号

三 老齢基礎年金の年金証書の年金コード

四 配偶者の氏名及び生年月日

五 配偶者が受ける権利を有する昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

六 経過措置政令第二十八条に定める給付を受ける権利を有する者にあつては、その旨並びに当該給付の名称並びに当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 受給権者と配偶者との身分関係を明らかにすることがができる書類

二 受給権者と配偶者との身分関係を明らかにすることがができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

三 受給権者が配偶者によつて生計を維持したことを見たことを明らかにできる書類

第十七条の三 老齢基礎年金の受給権者は、昭和六十年改正法附則第十四条第二項又は第十八条第三項の規定に該当するに至つたときは、前条第一項各号に掲げる事項を記載した届書に同条第二項各号に掲げる書類を添えて、速やかに、これを機会に提出しなければならない。

(加算事由不該当の届出等)

第十七条の四 昭和六十年改正法附則第十四条第一項若しくは第十八条第二項若しくは第三項の規定による加算が行われている老齢基礎年金の受給権者及び同法附則第十五条第一項又は第二項の規定により同法附則第十五条第一項又は第二項若しくは番号

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき)に限る。

二 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 支給を停止すべき事由が消滅したことを明らかにすることができる書類

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき)に限る。

二 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 支給を停止すべき事由が消滅したことを明らかにすることができる書類

第十七条の六 老齢基礎年金の受給権者は、共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者である第二号被保険者となつたことにより平成六年改正法附則第七条第二項の規定に該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機会に提出しなければならない。ただし、当該老齢基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 老齢基礎年金の年金証書の年金コード

三 組合員として所属する共済組合の名称又は私学教職員共済制度の加入者である旨及び当該共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の加入者の資格を取得した年月日

(支給停止事由消滅の届出)

第十七条の七 老齢基礎年金の受給権者は、法第二十条第一項又は昭和六十年改正法附則第十一

二 個人番号又は基礎年金番号

三 老齢基礎年金の年金証書の年金コード

四 配偶者の氏名及び生年月日

五 配偶者が受ける権利を有する昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

六 経過措置政令第二十八条に定める給付を受ける権利を有する者にあつては、その旨並びに当該給付の名称並びに当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 受給権者と配偶者との身分関係を明らかにすることがができる書類

二 受給権者と配偶者との身分関係を明らかにすることがができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

三 受給権者が配偶者によつて生計を維持したことを見たことを明らかにできる書類

第十七条の三 老齢基礎年金の受給権者は、昭和六十年改正法附則第十四条第二項又は第十八条第三項の規定に該当するに至つたときは、前条第一項各号に掲げる事項を記載した届書に同条第二項各号に掲げる書類を添えて、速やかに、これを機会に提出しなければならない。

(加算事由不該当の届出等)

第十七条の四 昭和六十年改正法附則第十四条第一項若しくは第十八条第二項若しくは第三項の規定による加算が行われている老齢基礎年金の受給権者及び同法附則第十五条第一項又は第二項の規定により同法附則第十五条第一項又は第二項若しくは番号

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき)に限る。

二 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 支給を停止すべき事由が消滅したことを明らかにすることができる書類

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき)に限る。

二 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 支給を停止すべき事由が消滅したことを明らかにすることができる書類

第十七条の六 老齢基礎年金の受給権者は、共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者である第二号被保険者となつたことにより平成六年改正法附則第七条第二項の規定に該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機会に提出しなければならない。ただし、当該老齢基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 老齢基礎年金の年金証書の年金コード

三 組合員として所属する共済組合の名称又は私学教職員共済制度の加入者である旨及び当該共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の加入者の資格を取得した年月日

(支給停止事由消滅の届出)

第十七条の七 老齢基礎年金の受給権者は、法第二十条第一項又は昭和六十年改正法附則第十一

る平成二十四年一元化法改正前国共済法第七
四条第一項若しくは昭和六十年国家公務員共済
改正法附則第十一條第一項、廃止前農林共済法
第二十三条の二第一項又は廃止前昭和六十年農
林共済改正法附則第十條第一項の規定によつて
支給が停止されている厚生年金保険の実施者たる
政府が支給する退職共済年金の受給権を有し
当該厚生年金保険の実施者たる政府が支給する
退職共済年金についてその支給を停止すべき事
由が消滅した場合においては、厚生年金保険法
施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九
年厚生省令第三十一号。以下「平成九年改正省
令」という。）附則第二十条第一項又は厚生年
金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平
成十四年厚生労働省令第二十七号。以下「平成
十四年改正省令」という。）附則第五十条第一
項の届書の提出に併せて行わなければならな
い。この場合において、第一項の届書に記載す
ることとされた事項及び前項の規定により第一
項の届書に添えなければならないこととされた
書類のうち当該厚生年金保険の実施者たる政府
が支給する退職共済年金に係る届書に記載し、
又は添えたものについては、第一項及び第二項
の規定にかかわらず、第一項の届書に記載し、
又は添えることを要しないものとする。

一 特別支給の老齢厚生年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者である者以外の者にあつては、提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限りする。）

二 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることは可能である。

三 最後に被保険者であつたときには組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた者にあつては、当該共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失したことのを明らかにすることができる書類。

第十七条の九 老齢基礎年金の受給権者は、昭和六十年改正附則第十六条第一項の規定によつて同法附則第十四条第一項又は第二項の規定により加算する額の支給を停止されている老齢基礎年金、同法附則第十六条第二項の規定によつて支給を停止されている同法附則第十五条第一項又は第二項の規定による老齢基礎年金及び同法附則第十八条第四項において準用する同法附則第十六条第一項の規定によつて同法附則第十八条第二項の規定により加算する額の支給を停止されている老齢基礎年金の支給停止の事由が消滅したときは（法第二十条第一項の規定又は昭和六十年改正附則第十一条第二項の規定に該当しなかつたことにより支給停止の事由が消滅したときを除く。）は、第十七条の七の規定にかわらず、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、第十七条第一項に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 老齢基礎年金の年金証書の年金コード

三 支給を停止すべき事由となつていた経過措置政令第二十八条に定める給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは

四 支給を停止すべき事由が消滅した年月日 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者（老齢厚生年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者である者を除く。）にあつては、提出日前一月以内に作成された当該受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 支給を停止すべき事由が消滅したことを明らかにができる書類（厚生労働大臣が支給する年金たる給付を受けていることにより支給が停止されている老齢基礎年金に係るもの）

（共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間追加の届出）

第十七条の十 第二号被保険者である共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であつて、六十歳未満であるものに限る。）が、その資格を喪失したとき又はその資格を喪失することなく六十歳に達したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機関に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 の二 個人番号又は基礎年金番号

三 特別支給の老齢厚生年金の年金証書の年金コード

一 共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者の資格を取得した年月日及び共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失した年月日（共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失していない者にあつては、六十歳に達した年月日）

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通

（厚生労働大臣による老齢基礎年金の受給権者の確認等）
二 共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者の資格を取得したこと及び喪失したこと、明瞭にすることができる書類

第十八条 厚生労働大臣は、毎月、住民基本台帳法第三十三条の九の規定による老齢基礎年金の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受ける、必要な事項について確認を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けるために必要と認められる場合は、老齢基礎年金の受給権者に対し、当該受給権者に係る個人番号の報告を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により必要な事項について確認を行つた場合において、老齢基礎年金の受給権者の生存若しくは死亡の事実が確認されなかつたとき（次条第一項に規定する場合を除く。）又は必要と認めるときには、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4 前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、厚生労働大臣が指定する期限（以下「指定期限」という。）までに、当該書類を機構に提出しなければならない。（機構保存本人確認情報の提供を受けることができない老齢基礎年金の受給権者に係る届出等）

第十八条の二 厚生労働大臣は、住民基本台帳法第三十三条の九の規定による老齢基礎年金の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対する届書（自ら署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書。以下同じ。）を毎年厚生労働大臣が指定する日（以下「指定日」という。）までに提出することを求めることができる。

一 氏名、生年月日及び住所
二 個人番号又は基礎年金番号
三 老齢基礎年金の年金証書の年金コード

2 前項の規定により同項に規定する届書の提出を求められた受給権者は、毎年、指定日まで

は、第一項の届書の提出があつたものとみなす。

6 7 受給者が同時に厚生年金保険の実施者たる
政府が支給する退職共済年金の受給権を有して
いた場合において、平成九年改正省令附則第七
十六条の五第一項又は平成十四年改正省令附則
四十八条の二第一項の届書が提出されたときは
は、第一項の届書の提出があつたものとみな
す。

6 老齢基礎年金の受給権者が同時に第一号等老齢厚生年金の受給権を有する場合において、厚生労働大臣が法第百八条第二項の規定により同項に規定する事項について必要な書類を閲覧し、又は資料の提供を受けることにより当該受給権者が他の法令の規定で第一項の規定に相当するものに基づく当該第二号等老齢厚生年金に係る同項の届出に相当する行為を行つた事實を確認したときは、同項の届出を行つたものとみなす。

法第百五条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める被保険者又は受給権者のうち、老齢基礎年金の受給権者に係るものは、厚生労

口 第十六条第一項第八号ロに規定する者
ハ 払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及
び所在地
ハ 第十六条第一項第八号ハに規定する者
松渡希望金融機関の名称及び公金受取口座
の口座番号並びに公金受取口座への払込み
を希望する旨
前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を
添えなければならない。
一 受給権者の死亡の当時における受給権者及び
請求者の相互の身分關係を明らかにするこ
とができる書類
二 受給権者の死亡の当時、受給権者が請求者
と生計を同じくしていたことを明らかにする
ことができる書類

項の老齢基礎年金の裁定請求書並びに第二十五条第一項の請求書（同項後段に該当する場合に係るものに限る。）は、令第一条、第一条の二及び第二条の規定により当該老齢基礎年金及び老齢年金に係る法第十六条に規定する裁定の請求の受理を行うこととされた者を経由して提出しなければならない。

第十七条第一項の申請書は、第十六条第一項、第十六条の二第三項、第十六条の三第一項、第十六条の四第一項、第十六条の五第一項又は第十六条の六第一項の老齢基礎年金の裁定請求書と同時に提出する場合において、前項の規定により当該老齢基礎年金の裁定請求書の提出について経由するものとされた者があるときは、当該経由するものとされた者を経由して提出しなければならない。

第二十五条第一項の請求書（同項後段の規定に該当する場合に係るものと除く。）は、令第

第一十四条 法第一百五条第四項の規定による老齢
（死亡の届出）

第二十五条 法第十九条の規定による未支給の年金による死亡の届出をした場合とする
(未支給年金の請求)

四 法第百五条第四項ただし書に該当するときは、受給権者の老齢基礎年金の年金証書（年金証書を添えることができないときは、その事由書）

該老齢基礎年金の支払に関する事務を行う共済組合等を経由して提出しなければならない。

基盤年金の裁定請求書及びこれに添えるべき書類を提出しなければならない。

えなければならない。
一 受給権者の老齢基礎年金の年金証書（年金

二の二受給権者の氏名、生年月日及び住所
二の二受給権者の基礎年金番号

受給権者が同時に老齢厚生年金の受給権を有する書類

四 受給権者の死亡した年月日
五 請求者以外に法第十九条第一項の規定に該

第一項の届出があつたものとみなす。
受給権者が同時に厚生年金保険の実施者たる

政府が支給する退職共済年金の受給権を有していた場合において、平成九年改正省令附則第七十七条第一項又は平成十四年改正省令附則第十八条の二第一項の届出が行われたときは、第一項の届出があつたものとみなす。

六 次のイからハまでに掲げる者の区分は、応じ、当該イからハまでに定める事項
イ 第十六条第一項第八号イに規定する者
　　松渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

八 第十六条第一項第八号ハに規定する者
払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座
の口座番号並びに公金受取口座への払込み
を希望する旨

前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を
添えなければならない。

一 受給権者の死亡の当時における受給権者及び
請求者の相互の身分関係を明らかにするこ
とができる書類

二 受給権者の死亡の当時、受給権者が請求者
と生計を同じくしていたことを明らかにする
ことができる書類

三 前項第六号イに掲げる者にあつては、預金
口座の口座番号についての当該払渡希望金融
機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金
口座の口座番号を明らかにすることができる
書類

四 法第二百五条第四項ただし書に該当するとき
は、受給権者の老齢基礎年金の年金証書(年
金証書を添えることができないときは、その
事由書)

第一項の請求は、老齢基礎年金の受給権者が
同時に老齢厚生年金の受給権を有していた場合
であつて同項の請求を行う者が当該受給権者の
死亡について厚生年金保険法第三十七条第一項
の請求を行うことができる者は、当
該請求に併せて行わなければならない。この場合
において、第一項の請求書に記載することと
された事項及び前項の規定により第一項の請求
書に添えなければならないこととされた書類の
うち厚生年金保険法施行規則第四十二条第一項
の請求書に記載し、又は添えたものについて
は、前二項の規定にかかわらず、第一項の請求
書に記載し、又は添えることを要しないものと
すればならない。

(請求書等の記載事項)

第二十六条 この款の規定(第十八条の二を除
く。)によつて提出する請求書、申請書又は届
書には、請求、申請又は届出の年月日を記載し
なければならない。

第二十七条 第十六条第一項、第十六条の二第三項、第十六条の三第一項、第十六条の四第一項、第十六条の五第一項及び第十六条の六第一

後段に該当する場合に係るものに限る。)に併せて第二十四条第一項の届書を提出する場合は、第一項に規定する者を経由して提出しなければならない。

(裁定の請求) 第二款 障害基礎年金

第三十一条 法第十六条の規定による障害基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を已成ノ請求書(後等一呈出)。

記載した請求書を機構に提出することによって
行わなければならない。

三二一 氏名 生年月日 及び住所
個人番号又は基礎年金番号

に掲げる者にあつては、その旨
イ 最後に第一号厚生年金被保険者（旧船員

保険法による被保険者を含む。)の資格を喪失したときに第四種被保険者であつた者

七 法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者にあつては、第三十一条第二項第十二号口から二まで及び同条第三項各号に掲げる書類（申出日の属する年の前年の所得に關する書類が提出されていないときに限る。）第十七条の二の二第三項の規定は、第一項の申出について準用する。

(改定の請求)

第三十三条 法第三十四条第二項の規定による障害基礎年金の額の改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

三 障害基礎年金の年金証書の年金コード

四 加算額対象者があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号並びにその者が受給権者によつて生計を維持している旨

五 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 当該請求書を提出する日前三月以内に作成された次に掲げる書類

イ 障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

ロ イの障害の現状が第三十三条の二の二に規定する場合に該当するときは、当該該当することを明らかにする書類

ハ イの障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状を示すレントゲンフィルム

二 加算額対象者のうち、令第四条の六に定める障害の状態にある者であつて厚生労働大臣が指定するもの以外のものがあるときは、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

三 加算額対象者があるときは、当該請求書を提出する日前一月以内に作成された次に掲げる書類

イ 加算額対象者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

3 第一項の請求は、障害基礎年金の受給権者による生計を維持していることを明らかにすることができる書類

4 同時に当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく障害厚生年金の受給権を有する場合においては、当該障害厚生年金に係る厚生年金保険法第五十二条第二項の規定による請求に併せて行わなければならない。この場合において、第一項の請求書に記載することとされた事項及び前項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該障害厚生年金の年金額改定請求書に記載し、又は添えたものについては、前二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

5 第一項の請求は、障害基礎年金の受給権者が同時に当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険の実施者たる政府が支給する障害共済年金の受給権を有する場合においては、平成八年改正附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十四条第一項又は廃止前農林共済法第四十四条第一項の規定による請求に併せて行わなければならないこととされた書類等のうち当該厚生年金保険の実施者たる政府が支給する障害共済年金の年金額改定請求書に記載し、又は添えたものについては、第一項及び第二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

6 同時に当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく障害共済年金の受給権を有する場合においては、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十四条第一項の規定を適用する場合を含む。又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十四条第一項の規定を適用する場合を行つたときは、第一項の請求を行つたものとみなす。

7 同時に厚生年金保険法第二条の五第一項第二号第一項の請求は、障害基礎年金の受給権者が

から第四号までに定める者が支給する障害厚生年金（当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づくものに限る。以下「第一号等障害厚生年金」という。）を有する場合においては、当該第二号等障害厚生年金に係る厚生年金保険法第五十二条第二項の請求を行つたときは、第一項の請求を行つたものとみなす。

第三十三条の二 法第三十四条第四項（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号。以下「政令第三百三十七号」という。）第十二条の規定により読み替えられる場合を含む。以下この条及び第三十五条の二において同じ。）の規定による障害基礎年金（昭和六十年改正法附則第三十二条第六項及び政令第三百三十七号第十一条の規定により受給権者とみなされる者に係るもの）を含む。（第三号及び第六号並びに第三十五条の二第一項（第二号を除く。）において同じ。）の額の改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 障害基礎年金の年金証書又は旧法による障害年金の国民年金証書の年金コード

三 個人番号又は基礎年金番号

四 次に掲げる者にあつては、その旨

イ 障害基礎年金の支給事由である障害（法第三十四条第四項の規定により額の改定が行われたとき又は法第三十六条第二項のただし書（政令第三百三十七号第二条の規定により読み替えられる場合を含む。以下この条、第三十五条及び第三十五条の二において同じ。）の規定により支給停止の事由の消滅があつたときは、当該改定又は消滅の事由である障害を含む。）の原因となつた疾病又は負傷に係る初診日のうち最も遅い日（以下この条及び第三十五条の二において「特定初診日」という。）以後において公的年金制度の加入期間を有する者

ロ 最後に第一号厚生年金被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者であつた者ハ 昭和六十年改正法附則第九十四条の規定により特別一時金の支給を受けたことがあら者

五 法第三十四条第四項に規定するその他障害（以下この条及び第三十五条の二において

七 法第三十四条第四項の規定により額の改定が行われたときは、当該改定の事由である障害の原因となつた疾病又は負傷の傷病名及び当該額の改定が行われた年月日

八 法第三十六条第二項ただし書の規定により支給停止の事由の消滅があつたときは、当該消滅の事由である障害の原因となつた疾病又は負傷の傷病名及び当該消滅があつた年月日

九 加算額対象者があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号並びにその者が受給権者によつて生計を維持している旨

前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 特定初診日以後において共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者にあつては、当該共済組合（存続組合及び指定基金を含む。）又は日本私立学校振興・共済事業団が様式第一号により当該期間を確認した書類

二 前項の規定により同項の請求書に基盤年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 当該請求書を提出する日前三月以内に作成された次に掲げる書類

イ 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

ロ イの障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態を示すレントゲンフィルム

ハ 加算額対象者のうち、令第四条の六に定める障害の状態にある者であつて厚生労働大臣が指定するもの以外のものがあるときは、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

四 障害の原因となつた疾病又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類（当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するのに参考となる書類）

四 加算額対象者が法第三十三条の二、第三項各号のいずれかに該当するに至つた年月日及びその事由 (障害状態不該当の届出)	第三十三条の七 障害基礎年金の受給権者は、厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第百十号)第三条の八に定める障害の状態に該当しなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。
一 氏名、生年月日及び住所 一の二 個人番号又は基礎年金番号	二 障害基礎年金の年金証書の年金コード 三 厚生年金保険法施行令第三条の八に定める障害基礎年金の受給権者が同時に当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険の実施者たる政府が支給する障害基礎年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が平成九年改正省令附則第三十二条第一項の届出を行つたときは、前項の届出を行つたものとみなす。
一 氏名、生年月日及び住所 一の二 個人番号又は基礎年金番号	二 障害基礎年金の年金証書の年金コード 三 厚生年金保険法施行規則第四十八条第一項の届出を行つたときは、前項の届出を行つたものとみなす。
一 氏名、生年月日及び住所 一の二 個人番号又は基礎年金番号	二 障害基礎年金の年金証書の年金コード 三 厚生年金保険法施行規則第四十八条第一項の届出を行つたときは、前項の届出を行つたものとみなす。

第三十四条の二 法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者は、法第三十六条第一項、第三十二条第一項若しくは第三十六条、第三十六条の二第一項から第四項まで、第三十六条の三若しくは第三十六条の四第二項又は昭和六十年改正法附則第十一条第二項の規定によつて支給を停止されている障害基礎年金につき、支給停止の事由が消滅したとき(法第六条、第三十六条の二第一項から第四項まで、第三十六条の三若しくは第三十六条の四第二項又は昭和六十年改正法附則第十一条第二項の規定によつて支給を停止され、かつ、当該障害基礎年金の受給権者に係る市町村長の証明書又は戸籍の抄本に記載された旧法第六十五条第一項の規定により読み替えられた旧法第六十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。)	第三十四条の三 法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者は、法第三十六条の二第二項又は第四項の規定によつて支給を停止されている障害基礎年金の額につき、支給停止の額を変更すべき事由が生じたときは、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。
一 氏名、生年月日及び住所 一の二 個人番号又は基礎年金番号	二 支給停止の額を変更すべき事由が生じた年月日 三 障害基礎年金の年金証書の年金コード
一 氏名、生年月日及び住所 一の二 個人番号又は基礎年金番号	二 支給を停止すべき事由が消滅した事由及びその事由に該当した年月日 三 前項の届書には、法第三十六条の二第一項第一号に規定する給付の額を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
一 氏名、生年月日及び住所 一の二 個人番号又は基礎年金番号	二 支給を停止すべき事由が消滅した事由及びその事由に該当した年月日 三 前項の届書には、法第三十六条の二第一項第一号に規定する給付の額を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

第三十四条の四 法第三十六条の二第一項及び第六十年改正法附則第三十二条第一項の規定により読み替えられた旧法第六十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	第三十四条の五 法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者があるとき、その者の氏名及び生年月日並びにその者が受給権者によって生計を維持している旨 一 氏名、生年月日及び住所 一の二 個人番号又は基礎年金番号
一 憲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行を受けたとき、第一項の届出を行つたも	二 厚生労働大臣が指定する者以外の者にあつては、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書 三 前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状を示すレンゲンフィルム
一 氏名、生年月日及び住所 一の二 個人番号又は基礎年金番号	二 支給を停止すべき事由が消滅した事由及びその事由に該当した年月日 三 前項の届書には、法第三十六条の二第一項第一号に規定する給付の額を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
一 氏名、生年月日及び住所 一の二 個人番号又は基礎年金番号	二 支給を停止すべき事由が消滅した事由及びその事由に該当した年月日 三 前項の届書には、法第三十六条の二第一項第一号に規定する給付の額を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

第三十四条の六 法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者が、その者が受給権者によって生計を維持している旨 一 氏名、生年月日及び住所 一の二 個人番号又は基礎年金番号	第三十四条の七 法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者が、その者が受給権者によって生計を維持している旨 一 氏名、生年月日及び住所 一の二 個人番号又は基礎年金番号
一 氏名、生年月日及び住所 一の二 個人番号又は基礎年金番号	二 支給を停止すべき事由が消滅した事由及びその事由に該当した年月日 三 前項の届書には、法第三十六条の二第一項第一号に規定する給付の額を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
一 氏名、生年月日及び住所 一の二 個人番号又は基礎年金番号	二 支給を停止すべき事由が消滅した事由及びその事由に該当した年月日 三 前項の届書には、法第三十六条の二第一項第一号に規定する給付の額を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
一 氏名、生年月日及び住所 一の二 個人番号又は基礎年金番号	二 支給を停止すべき事由が消滅した事由及びその事由に該当した年月日 三 前項の届書には、法第三十六条の二第一項第一号に規定する給付の額を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

第三十五条の二 障害基礎年金の受給権者は、法第三十六条第二項の規定によつて支給を停止されている障害基礎年金につき、同項ただし書に該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機関に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 障害基礎年金の年金証書等の年金コード個人番号又は基礎年金番号

三 四 次に掲げる者にあつては、その旨
イ 特定初診日以後において公的年金制度の加入期間を有する者

ロ 最後に第一号厚生年金被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者であつた者ハ 昭和六十一年改正附則第九十四条の規定により特別一時金の支給を受けたことある者

五 その他障害の原因である疾病又は負傷の傷病名、当該疾病又は負傷に係る初診日並びに当該疾病又は負傷が治つているときはその旨及びその治つた年月日

六 障害基礎年金の支給事由である障害の原因となつた疾病又は負傷の傷病名及び障害基礎年金の支給を受けることができることとなつた年月日

七 法第三十四条第四項の規定により額の改定が行われたときは、当該改定の事由である障害の原因となつた疾病又は負傷の傷病名及び当該額の改定が行われた年月日

八 法第三十六条第一項ただし書の規定により支給停止の事由の消滅があつたときは、当該消滅の事由である障害の原因となつた疾病又は負傷の傷病名及び当該消滅があつた年月日

九 加算額対象者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者が受給権者にて生計を維持している旨

前項の届書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二 前項の規定により同項の届書に基づき番号を記載する者にあつては、基礎年金番

二 特定初診日以後において共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者にあつては、当該共済組合(存続組合及び指定基金を含む)又は日本私立学校振興・共済事業団が様式第一号により当該期間を確認した書類

三 その他障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

四 前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態を示すレントゲンフィルム

五 その他障害の原因となつた疾病又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類(当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するのに参考となる書類)

六 加算額対象者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

七 加算額対象者があるときは、その者が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにできる書類

八 加算額対象者のうち、令第四条の六に定める障害の状態にある子であつて厚生労働大臣が指定するもの以外のものがあるときは、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

3 第一項の届出は、障害基礎年金の受給権者が同時に当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく障害厚生年金の受給権を有する場合(当該障害厚生年金が厚生年金保険法第五十四条第二項の規定によつて支給を停止されていた場合であつて、同項ただし書に該当するに至つたとき不限る)においては、厚生年金保険法施行規則第五十条の二第一項の届出に併せて行なければならない。この場合において、第一項の届書に記載することとされた事項及び前項の規定により第一項の届書に添えなければならぬこととされた書類等のうち同条第一項の届書に記載し、又は添えたものについては、前二項の規定にかかわらず、第一項の届書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

(厚生労働大臣による障害基礎年金の受給権者の確認等)

第三十六条 厚生労働大臣は、毎月、住民基本台帳法第三十条の九の規定による障害基礎年金の

受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとす
る。厚生労働大臣は、前項の規定により必要な事項について確認を行った場合において、障害基礎年金の受給権者に係る個人番号の報告を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により必要な事項について確認を行った場合において、障害基礎年金の受給権者の生存若しくは死亡の事実が確認されなかつたとき（次条第一項に規定する場合を除く。）又は必要と認めるときには、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4 前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、指定期限までに、当該書類を機構に提出しなければならない。（機構保存本人確認情報の提供を受けることができない障害基礎年金の受給権者に係る届出等）

第三十六条の二 厚生労働大臣は、住民基本台帳法第三十条の九の規定による障害基礎年金の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる場合においては、当該受給権者に對し、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書を毎年指定日までに提出することを求めることができる。

一 氏名、生年月日及び住所
二 個人番号又は基礎年金番号
三 障害基礎年金の年金証書の年金コード

前項の規定により同項に規定する届書の提出を求められた受給権者は、毎年、指定日までに、当該届書を機構に提出しなければならない。
(加算額対象者がある障害基礎年金の受給権者の届出)

4 前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた場合において、必要と認めるときには、当該受給権者に對し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

厚生労働大臣は、第一項の規定により届書の提出を求められた受給権者は、指定期限までに、当該書類を機構に提出しなければならない。
第三十六条の三 加算額対象者がある障害基礎年金の受給権者は、毎年、指定日までに、次に掲

イ 昭和六十年改正法附則第十二条第一項第一項

八号から第十九号までの規定に該当する者

ロ 昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定に該当する者

ハ 昭和六十年改正法附則第十八条第一項の規定に該当する者

五 被保険者又は被保険者であつた者が経過措置政令第四十四条の二第一項各号に掲げる者であるときは、その旨（この場合において、被保険者又は被保険者であつた者が同項各号に規定する年金たる給付の受給権を有するとときは、当該年金たる給付の年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号を含む。）

六 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の原因が第三者の行為によつて生じたものであるとき又は業務上の事由によるものであるときは、その旨

七 受給権者が被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当时その者によつて生計を維持していた旨

八 加算額対象者があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号

九 受給権者が被保険者又は被保険者であつた者の配偶者であるときは、受給権者と加算額対象者が生計を同じくしている旨

十 法第四十一条第一項に規定する遺族補償を受けることができる者にあつては、その旨

十一 公的年金給付を受ける権利を有する者があつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

十二 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 第十六条第一項第八号イに規定する者

ロ 払渡希望金融機関の名称及び預金口座のロ

ハ 第十六条第一項第八号ハに規定する者

コ 払渡希望金融機関の名称及び預金口座のロ

ハ 第十六条第一項第八号ハに規定する者

コ 払渡希望金融機関の名称及び預金口座のロ

ハ 第十六条第一項第八号ハに規定する者

コ 払渡希望金融機関の名称及び預金口座のロ

ハ 第十六条第一項第八号ハに規定する者

コ 払渡希望金融機関の名称及び預金口座のロ

ハ 第十六条第一項第八号ハに規定する者以上あるときは、前項の請求書には連名しなければならない。

2

3 第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 受給権者の生年月日に関する市町村長の証明書、戸籍の抄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し（以下「法定相続情報一覧図の写し」という。）（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 被保険者又は被保険者であつた者が第六十五条第二項に規定する年金証書の交付を受けているときは、当該年金証書（年金証書を添えることができないときは、その事由書）

四 合算対象期間（昭和六十年改正法附則第八条第五項（同項第三号から第四号の二まで及び第六号から第七号の二までに限る。）の規定により合算対象期間に算入される期間を除く。）を有する者にあつては、当該期間を明らかにすることができる書類

五 被保険者又は被保険者であつた者が昭和六十一年改正法附則第十二条第一項第八号、第十号、第十二号、第十四号又は第十六号の規定に該当する者（同号の規定に該当する者であつて退職共済年金を受けることができるものと除く。）であるときは、当該事実について共済組合が確認した書類

六 被保険者又は被保険者であつた者が昭和六年改正法附則第十二条第一項第九号、第十号、第十三号又は第十五号から第十九号までの規定に該当する者にあつては、退職共済年金を受けることができる

一 この第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

二 受給権者が当該被保険者又は被保険者であつた者の相続人である場合は、その旨

三 被保険者又は被保険者であつた者の死亡に關して市町村長に提出した死亡診断書、死体検査書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類

四 被保険者又は被保険者であつた者と受給権者との身分關係を明らかにできることがきは、戸籍の謄本若しくは抄本、住民票の写し又は法定相続情報一覧図の写し

五 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当时受給権者が被保険者又は被保険者であつた者によつて生計を維持していたことを明らかにすることができる書類

六 被保険者又は被保険者であつた者が第六十五条第二項に規定する年金証書の交付を受けているときは、当該年金証書（年金証書を添えることができないときは、その事由書）

七 被保険者又は被保険者であつた者が第六十五条第一項の裁定の請求は、遺族基礎年金の受給権者が同時に当該遺族基礎年金と同一の支給権位にに基づく厚生年金保険法による遺族厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下「遺族厚生年金」という。）の受給権を有する場合においては、厚生年金保険法第三十三条の規定による当該遺族厚生年金の裁定の請求に併せて行わなければならぬ。この場合においては、第一項の請求書に記載することとされた事項並びに第三項及び第四項の規定により添えなければならないこととされた書類等のうち当該遺族厚生年金の裁定請求書に記載し、又は添えたものについては、第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

八 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の當時受給権者が被保険者又は被保険者であつた者によつて生計を維持していたことを明らかにすることができる書類

九 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当时受給権者が被保険者又は被保険者であつた者と生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類

十 受給権者が被保険者又は被保険者であつた者の配偶者であるときは、受給権者が加算額対象者と生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類

十一 加算額対象者が令第四条の六に定める障害の状態に該当するときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

十二 前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態を示すレントゲンフィルム

十三 第一項第十一号に規定する給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該給付を受ける権利について裁定又は支給決定を受けたことを明らかにすることができる書類

十四 第一項第十二号イに掲げる者にあつては、預金口座のロ座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座のロ座番号を明らかにすることができる書類

十五 被保険者又は被保険者であつた者が法第十八条の三に規定する状態に該当するものであるときは、前項第七号に掲げる書類に代えて、被保険者又は被保険者であつた者が行方不明となつた事實又は死亡した事實を明らかにすることができる書類

十六 第一項第九号に規定する者に該当する者（同号の規定に該当する者であつて退職共済年金を受けることができるものと除く。）であるときは、当該事実について共済組合が確認した書類

十七 第一項第九号又は第十六号の規定に該当する者にあつては、退職共済年金を受けることができる

一 この第一項の請求書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 当該被保険者又は被保険者であつた者が受ける権利を有していた年金たる給付の年金証書の年金コード

二 受給権者が当該被保険者又は被保険者であつた者の相続人である場合は、その旨

三 第一項の裁定の請求は、遺族基礎年金の受給権者が同時に当該遺族基礎年金と同一の支給権位にに基づく厚生年金保険法による遺族厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下「遺族厚生年金」という。）の受給権を有する場合においては、厚生年金保険法第三十三条の規定による当該遺族厚生年金の裁定の請求に併せて行わなければならぬ。この場合においては、第一項の請求書に記載することとされた事項並びに第三項及び第四項の規定により添えなければならないこととされた書類等のうち当該遺族厚生年金の裁定請求書に記載し、又は添えたものについては、第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

四 令第一条第一項第三号の規定により共済組合等において第一項の請求書の受理及び事実の審査が行われる場合にあつては、同項の請求書に記載することとされた事項又は第三項の規定により第一項の請求書に記載されなければならないこととされた事項又は第三項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等について当該共済組合等が記載し、又は添えるときは、受給権者はこれを省略することができる。

五 令第一条第一項第三号の規定により共済組合等において第一項の請求書の受理及び事実の審査が行われる場合にあつては、同項の請求書に記載することとされた事項又は第三項の規定により第一項の請求書に記載されなければならないこととされた事項又は第三項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等について当該共済組合等が記載し、又は添えるときは、受給権者はこれを省略することができる。

六 第四十一条被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合にあっては、この限りでない。

七 第四十一条被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合にあっては、この限りでない。

八 第四十一条被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合にあっては、この限りでない。

九 第四十一条被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合にあっては、この限りでない。

十 第四十一条被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合にあっては、この限りでない。

十一 第四十一条被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合にあっては、この限りでない。

十二 第四十一条被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合にあっては、この限りでない。

十三 第四十一条被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合にあっては、この限りでない。

十四 第四十一条被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合にあっては、この限りでない。

十五 第四十一条被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合にあっては、この限りでない。

十六 第四十一条被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合にあっては、この限りでない。

十七 第四十一条被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合にあっては、この限りでない。

十八 第四十一条被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合にあっては、この限りでない。

十九 第四十一条被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合にあっては、この限りでない。

二十 第四十一条被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合にあっては、この限りでない。

二十一 第四十一条被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合にあっては、この限りでない。

二十二 第四十一条被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合にあっては、この限りでない。

二十三 第四十一条被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合にあっては、この限りでない。

二 被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子が受給権を有する遺族基礎年金又は遺族厚生年金の年金証書の年金コード

三 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 第十六条第一項第八号イに規定する者
イ一 払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ 第十六条第一項第八号ロに規定する者
ロ一 払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

ハ 第十六条第一項第八号ハに規定する者
ハ一 払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

被保険者又は被保険者であつた者の死亡の當時胎児であつた子が出生したことにより、被保険者又は被保険者であつた者の妻及び子が遺族基礎年金の受給権を取得した場合においては、前項の請求書には連名しなければならない。

第一項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の基礎年金番号通知書その他の当該被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 出生した子の生年月日及びその子と被保険者又は被保険者であつた者の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍の抄本又は法定相続情報一覧図の写し

三 出生した子が令第四条の六に定める障害の状態にあるときは、その障害の状態に関する医師の診断書

4 第一項の請求に係る遺族基礎年金（受給権者が被保険者又は被保険者であつた者の妻であるものに限る。）については、受給権者が当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく遺族厚生年金について払渡しを希望した機関において払渡しを受けることを希望したものとのみなす。ただし、第五十三条第一項において準用する第二十一条第一項の規定により当該遺族基礎年金の払渡しを希望する機関を変更する届書を提出したときは、この限りでない。

5 第一項の裁定の請求は、遺族基礎年金の受給権者が同時に当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく遺族厚生年金の受給権を有する場合においては、厚生年金保険法第三十三条の規定

による当該遺族厚生年金の裁定の請求に併せて行わなければならない。この場合において、第一項の請求書に記載することとされた事項及び第三項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類のうち当該遺族厚生年金の裁定請求書に記載し、又は添えたものについては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

6 令第一条第一項第三号の規定により同条に規定する共済組合等において第一項の請求書の受理及び事実の審査が行われる場合にあつては、同項の請求書に記載することとされた事項又は第三項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類について当該共済組合等が記載し、又は添えるときは、受給権者はこれを省略することができる。

(支給停止解除の申請)

第四十一条 法第二十条第二項（昭和六十年改正附則第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により遺族基礎年金（同法附則第七十四条第六項の規定により遺族基礎年金とみなされるものを含む。）の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機関に提出しなければならない旨

一 氏名、生年月日及び住所
一の二 個人番号又は基礎年金番号

二 遺族基礎年金の支給の停止の解除を申請する旨

三 遺族基礎年金の年金証書の年金コード
四 公的年金給付（当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法による遺族厚生年金及び遺族共済年金を除く。）の年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

五 加算額対象者があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号並びにその者が引き継ぎ受給権者である配偶者と生計を同じくしている旨

前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の原本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないとき）に限る。）

三 前項第四号に規定する年金たる給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）の年金証書又はこれに準ずる書類

四 前項第四号に規定する年金たる給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）がその全額につき支給を停止していることを証する書類

五 厚生労働大臣が指定する者にあっては、その者と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係を明らかにできる戸籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し

六 厚生労働大臣が指定する者以外の者にあっては、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

七 前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状を示すレンントゲンフィルム

八 加算額対象者があるときは、その者と受給権者である配偶者とが生計を同じくしていることを明らかにできる書類

九 遺族基礎年金の受給権者が被保険者又は被保険者であつた者の配偶者である場合であつて、加算額対象者のうち、令第四条の六に定める障害の状態にある者であつて厚生労働大臣が指定するもの以外のものがあるときは、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

第一項の申請を行う者が同時に遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく遺族厚生年金の受給権を有する場合であつて、同項の申請が当該遺族厚生年金に係る厚生年金保険法第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年二月化法改正前厚生年金保険法第三十八条第二項（昭和六十改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による支給停止解除の申請と併せて行われるときは、第一項の申請書に記載することとされた事項及び前項の規定により第一項の申請書に添えなければならぬこととされた書類等のうち当該遺族厚生年金の支給停止解除の申請書に記載し、又は添えたものについては、前二項の規定にかかわらず、第一項の申請書に記載し、又は添えること

第一項の申請を行う者が同時に遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた遺族共済年金又は平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた遺族共済年金（以下「厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた遺族共済年金」という。）の受給権を有する場合であつて第一項の申請が当該厚生年金保険の実施者たる政府が支給する遺族共済年金に係る平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前國共済法第七十四条第三項（昭和六十年國家公務員共済改正法附則第十二条第三項において準用する場合を含む。）又は廃止前農林共済法第二十三条の一第三項（廃止前昭和六年農林共済改正法附則第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による支給停止解除の申請と併せて行われるときは、第一項の申請書に記載することとされた事項及び第二項の規定により第一項の申請書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該厚生年金保険の実施者たる政府が支給する遺族共済年金の支給停止解除の申請書に記載し、又は添えたものについては、第一項及び第二項の規定にかかわらず、第一項の申請書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

（支給停止の申出）

第四十一条の二 法第二十条の二第一項の規定により遺族基礎年金の支給停止の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

三 遺族基礎年金の年金証書の年金コード

四 遺族基礎年金の支給停止の申出をする旨

二 第十七条の二第二項の規定は、前項の申出について準用する。

（支給停止の申出の撤回）

第四十一条の三 法第二十条の二第三項の規定により遺族基礎年金の支給停止の申出を撤回しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

一 より第四十四条第一項の請求書に併せて提出しなければならないこととされた第四十二条の請求書を含む。)及び第五十三条第一項において準用する第二十五条第一項の請求書(同項後段の規定に該当する場合に係るものに限る。)は、令第一条、第一条の二及び第二条の規定により当該遺族基礎年金に係る法第十六条に規定する裁判の請求の受理を行うこととされた者を経由して提出しなければならない。

二 第四十九条又は第四十条の遺族基礎年金の裁定請求書と同時に提出する場合(前項の規定により当該遺族基礎年金の裁定請求書の提出について経由するものとされた者)

三 令第一条の二第三号ニに掲げる遺族基礎年金に係るものである場合(前号に掲げる場合を除く。)当該受給権者の住所地の市町村長

一 令第十五条第一項に規定する共済払いの基礎年金である遺族基礎年金に係るものである場合(第一号に掲げる場合を除く。)当該遺族基礎年金の支払に関する事務を行なう共済組合等

二 令第十五条第一項に規定する共済払いの基礎年金である遺族基礎年金に係るものである場合(当該遺族基礎年金の支払に関する事務を行う共済組合等)

三 第五十三条第一項において準用する第二十五条第一項の請求書(同項後段の規定に該当する場合に係るものと除く。)は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める者を経由して提出しなければならない。

一 前項第一号に規定する遺族基礎年金に係るものである場合 当該請求者の住所地の市町村長

第五十六条から第六十条まで 削除

第六十条の二 法第十六条の規定による寡婦年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機関に提出することによって行わなければならない。

一 氏名 生年月日及び住所

二 一の二 個人番号又は基礎年金番号

二 夫の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した年月日並びに基礎年金番号

三 一夫の死亡の原因が第三者の行為によつて生じたものであるとき又は業務上の事由によるものであるときは、その旨

四 法第五十二条の六の規定によつて寡婦年金を選択しようとする者は、その旨

五 一次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 第十六条第一項第八号イに規定する者

イ 払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ 第十六条第一項第八号ロに規定する者

ロ 払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

ハ 第十六条第一項第八号ハに規定する者

ハ 払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならぬ。

一 夫の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 夫の死亡日を明らかにすることができる戸籍又は除かれた戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により夫に係る機関保存本人確認情報の提供を受けれることができないときに限る。）

三 受給権者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機関保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

三の二 前項の規定により同項の請求書に基準年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四 夫の死亡の当時まで引き続く十年間における夫及び受給権者の相互の身分関係を明らかにすることができる戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し

五 夫の死亡の当時、受給権者が夫によつて生計を維持していたことを明らかにすることができる書類

六 前項第五号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

前項の規定により添付すべき戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本、住民票の写し又は市町村長の証明書にあつては、同項第二号から第四号までに掲げる事実を明らかにすることができない場合においては、これらの書類にかえて、当該事実を明らかにすることができる他の書類を添えるものとする。

受給権者の夫が法第十八条の三に規定する状態に該当するものであるときは、第二項第二号に掲げる書類に代えて、夫が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
(支給停止解除の申請)

第六十条の三 法第二十条第二項(昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定により寡婦年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、機構に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

三 寡婦年金の支給の停止の解除を申請する旨

四 公的年金給付の年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に關する市町村長の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の規定により当該受給権者に係る機構保

(支給停止の申出)
第六十条の三の二 法第二十条の二第一項の規定

四 前項第四号に規定する年金たる給付（厚生労働大臣が支給するのを除く。）がその金額につき支給を停止されていることを証する書類（支給停止の申出）

は、寡婦年金の支給停止の申出を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

三 寡婦年金の年金証書の年金コード

四 寡婦年金の支給停止の申出をする旨
(支給停止の申出の撤回)

第六十条の三の三 法第二十条の二第三項の規定により寡婦年金の支給停止の申出の撤回をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

三 寡婦年金の年金証書の年金コード

四 寡婦年金の支給停止の申出をする旨
(支給停止の申出の撤回)

第六十条の四 寡婦年金の受給権者は、法第五十九条の規定に該当したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

三 寡婦年金の年金証書の年金コード

四 寡婦年金の支給停止の申出をする旨
(支給停止の申出の撤回)

た申出書を機構に提出することによって行わなければならない。ただし、被保険者がその資格を喪失した後引き続き第一号被保険者又は法附則第五条第一項の規定による被保険者の資格を取得する場合において、第一条の四第一項の届書又は第二条の申出書の提出の際に保険料の納付を引き続き同一の預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつたときは、この限りでない。

一 被保険者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 預金口座又は貯金口座の番号及び預金又は貯金の種別

三 金融機関の店舗の名称

四 口座名義人の氏名

五 法第九十一条による納付又は令第七条に規定する六月若しくは年を単位とする前納保険料の納付若しくは厚生労働大臣が定める期間のうち各月を単位とする前納保険料の納付を行わなければならない。

一 氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

二 指定代理納付者から付与された番号、記号

三 番号等の名義人の氏名及び有効期限

四 法第九十一条による納付又は令第七条に規定する六月若しくは年を単位とする前納保険料の納付の別

(指定代理納付者の指定の申出)

第七十一条の三 法第九十二条の二の二第一項に規定する厚生労働大臣の指定を受けようとする者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

前項の申出書には、定款、商業登記簿の謄本並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書(法人でない者にあつては、資産又は納稅税に関する証明書)又はこれらに準ずるもの並びに令第六条の十四第二号及び第三号に規定する基準を満たしていることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。ただ

し、厚生労働大臣が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらとの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによつて、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。以下同じ。）に記録されている情報のうち法第九十二条の二の二第一項に規定する措置を執るための用に供するものの内容を閲覧しつゝ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができる場合については、この限りではない。

（指定代理納付者の名称等の変更の申出）

第七十一条の四 指定代理納付者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地に変更が生じた場合は、速やかに、その旨を記載した申出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
（指定代理納付者による保険料の納付）

第七十二条の五 法第九十二条の二の二第一項の規定により指定代理納付者が、被保険者の保険料を立て替えて納付しようとするときは、国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令（昭和四十年大蔵省令第四十五号。以下「納付手続特例省令」という。）別紙書式により納付しなければならない。
（承認の取消し等）

第七十三条の六 厚生労働大臣は、法第九十二条の二の二第二項の規定による承認を受けた者が同項の承認の要件に該当しなくなつたと認められるときは、その承認を取り消すことができ
る。
（指定の取消し等）

第七十四条の七 厚生労働大臣は、前項の規定により承認を取り消したときは、文書で、その旨及び取消しの理由を被保険者に通知しなければならない。

（指定の取消し等）

第七十五条の七 厚生労働大臣は、法第九十二条の二の二第一項の規定による指定を受けた者が同項に規定する指定の要件に該当しなくなつたと認められるときは、その指定を取り消すことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、文書で、その旨及び取消しの理由を指定代理納付者に通知しなければならない。
（令第六条の十五第二号に規定する厚生労働省令で定める基準）

第七十六条 令第六条の十五第二号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のいずれかに掲

げる者であること又は国民年金の保険料若しくは公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これに準するものに係る料金をいう。）に関する事務処理の実績を有する者であることとする。

一 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）に規定する信用金庫又は信用金庫連合会

二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）に規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号に規定する事業を行うものに限る。）

三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）に規定する漁業協同組合（同法第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第一項第四号の事業を行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。）又は水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。）

四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第一百八十一号）に規定する信用協同組合又は同法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

五 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）に規定する労働金庫又は労働金庫連合会

六 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）に規定する商工会又は商工会連合会（商工会の会員である被保険者及び会員と同一の世帯に属する被保険者の委託を受けて納付事務を行なう場合に限る。）

（納付受託希望の申出）

第七十二条の二 法第九十二条の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣の指定を受けようとする者又は同項第三号に規定する申出を行おうとする市町村は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を記載した申出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

法第九十二条の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣の指定を受けようとする者の申出書には、定款、商業登記簿の謄本並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（法人でない者にあつては、資産又は納税に関する証明書）又はこれらに準ずるもの添えなければならぬ。ただし、厚生労働大臣が、インター

ツトにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによつて、自動公衆送信装置に記録されている情報のうち法第九十二条の三第一項第二号に規定する措置を執るための用に供するものの内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができる場合については、この限りではない。

(納付受託者の名称等の変更の申出)

第七十二条の三 法第九十二条の三第四項の規定により、厚生労働大臣の指定を受けた者が、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の六日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して十四日後の日のいずれか早い日までに、その旨を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

(納付受託による納付の方法)

第七十二条の四 被保険者は、法第九十二条の三第一項の委託をするとき(第三項に規定する方法により当該委託をするときを除く。)は、令第六条の十三の規定により厚生労働大臣が交付する納付書(以下この条において単に「納付書」という。)を添えて行わなければならない。

2 納付受託者(法第九十二条の四第一項に規定する納付受託者をいう。以下同じ。)は、前項に規定する方法による法第九十二条の三第一項の委託を受けたときは、当該委託をした被保険者に次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 納付受託者の名称及び当該納付受託者が納付の委託を受けた旨

二 納付を委託した被保険者の氏名及び住所並びに基礎年金番号

三 納付を委託された保険料の額及び当該保険料に係る期間

四 納付を委託された年月日

3 被保險者は、電子情報処理組織を使用して法第九十二条の三第一項の委託をするときは、納付書に記載されているバーコードを読み取る方法により、当該委託に係る納付受託者に対しこれに類する事項を通知することにより行わなければならない。

一 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する事項を通知することにより行わなければならない。

する為替取引（口において「第三者型前払式支払手段による取引等」という。）によつて保険料を交付する場合にあつては、次に掲げ

口イ
納付書の記載事項

係る業務を行う者（第六項において「第三

者型前払式支払手段取引業者」という。(の名称その他当該第三者型前払式支払手段

による取引等による決済に關し必要な事項
クレジットカード等（令第六条の十四第三

号に規定するクレジットカード等をいう。以下この号において同じ。)を使用する方法に

よつて保険料を交付する場合にあつては、次に掲げる事項

イ　口　納付書の記載事項

納付受託者は、前項に規定する方法による法
による決済に關し必要な事項

第三項の委託を受けたときは、電子情報処理組織を使用して、その旨を当該委

をした被保険者に通知しなければならない。

第九十二条の四の規定の適用については、当

被保険者が第三項の規定による通知を行つた旨に、同条第一項の規定により保険料を納付受

者に交付したものとみなす。
第三項及び第四項の規定による通知は、第三

前払式支払手段取引業者その他の納付受託者が指定する者を経由して行うことができる。

十二条の五 納付受託者は、法第九十二条の
納付受託者による保険料の納付)

第一項の規定により保険料を納付しようとするときは、納付手続特例省令別紙書式により納

付しなければならない。
納付受託者の報告

法第九十二条の四第二項に規定する報告は、次に掲げる事項を記載した書面

納付受託者の名称
納付を委託した被保険者の氏名、生年月日

及び住所並びに基礎年金番号
一納付を委託された保険料の額及び当該保険

料に係る期間

四 納付を委託された年月日
（国民年金保険料納付受託記録簿の記載事項）

第七十二条の七 法第九十二条の五第一項の規定により、納付受託者が備え付けなければならない帳簿は、国民年金保険料納付受託記録簿（様式第七号）とする。

2 納付受託者は、前項の帳簿を、その完結の日から三年間保存しなければならない。
(指定取消の通知)

2 納付受託者は、前項の帳簿を、その完結の日から三年間保存しなければならない。
(指定取消の通知)

2 厚生労働大臣は、法第九十二条の六第一項の規定による指定の取消をしたときは、文書で、その旨及び取消の理由を納付受託者に通知しなければならない。
(承認の基準等)

第七十三条の八 厚生労働大臣は、法第九十二条の六第一項の規定による指定の取消をしたときは、文書で、その旨及び取消の理由を納付受託者に通知しなければならない。

2 厚生労働大臣は、法第九十二条の四の七第一項、第九条の四の四の十一第一項及び第九条の四の四の十一第一項に規定する申出（以下この条及び次条において「特定事由に係る申出等」と総称する。）に係る承認の基準は、当該特定事由に係る申出等に係る事実が社会通念に照らし不合会の理由でなく、疎明されたと認められることとす。

2 前項の規定による疎明されたことの認定については、機構は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、周辺事情（特定事由に係る申出等に理由があると認める判断に資する事情をいう。）が存在するときは、当該周辺事情を勘案して認定するものとする。

一 特定事由に係る申出等に係る事実について、特定事由に係る申出等を行つた者から提出された資料、機関等（機関その他の法又は旧法の規定に基づいて国民年金の事務を行うべき者をいう。次条及び第七十三条の三第三項において同じ。）が保有する資料又は国民年金原簿により確認できる場合

二 特定事由に係る申出等に係る事実について、関連資料（特定事由に係る申出等に係る事実があつたことを推測するに足りる資料をいう。）が存在し、かつ、機関において当該関連資料に反する事実を明らかにすることができない場合

（関連資料の収集等）

第七十三条の二 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による疎明されたことの認定に際しては、同項第二号に規定する関連資料であつて機関

が保有すると思料されるものを積極的に収集するよう努めるとともに、被保険者等が適切に特定事由に係る申出等を行うことができるよう、被保険者等に対し助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(令第十四条の十四の申出書の記載事項等)
第七十三条の三 令第十四条の十四の申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所
二 法附則第九条の四の七第一項各号のいずれかに該当する旨、その理由及び同条第三項、第四項本文、第五項又は第六項本文のいずれかに規定する期間
三 個人番号又は基礎年金番号

前項の申出書を提出するときは、これに次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の申出書に基準年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 第七十三条第二項第一号に規定する関連資料

三 法附則第九条の四の七第一項第一号に規定する特定手続が次に掲げるものであることにより前項の申出書を提出するときは、それぞれ次に掲げる書類

イ 法第九十条第一項の申請 第七十七条第ニ項第二号から第四号までに掲げる書類
(同項第三号又は第四号に掲げる書類について、当該書類を添えることができないときは、当該書類に係る事実を証するのに参考となる書類)

ロ 法第九十条の二第二項から第三項までの申請 第七十七条の三第二項第二号から第四号までに掲げる書類(同項第三号又は第四号に掲げる書類について、当該書類を添えることができないときは、当該書類に係る事実を証するのに参考となる書類)

ハ 法第九十条の三第一項の申請 第七十七条の四第二項第二号から第五号までに掲げる書類(当該書類を添えることができないときは、当該書類に係る事実を証するのに参考となる書類)

二 平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の申請 第七

十七条の五第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号又は第四号に掲げる書類について、当該書類を添えること能够であると厚生労働大臣が認めるときは、当該申出書に記載し、又は添付することを要しないものとする。）
（令第十四条の十六第九号に規定する厚生労働省令で定める手続）

第七十三条の四 令第十四条の十六第九号に規定する厚生労働省令で定める手続は、次の各号に掲げる手続とする。

一 経過措置政令第七条第一項の申出
二 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第九十九条第一項の申出

第七十三条の五 令第十四条の二十二の申出書の記載事項等）
（令第十四条の二十二の申出書の記載事項等）
は、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 氏名、生年月日及び住所
二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 法附則第九条の四の九第一項の申出をする場合 同項各号のいずれかに該当する期間（同項第一号に該当する場合にあつては同号に該当する理由及び期間）
ロ 法附則第九条の四の十第一項の申出をする場合 同項各号のいずれかに該当する期間（同項第一号に該当する場合にあつては同号に該当する理由及び期間）
ハ 法附則第九条の四の十一第一項の申出をする場合 同項各号のいずれかに該当する期間（同項第一号に該当する場合にあつては同号に該当する理由及び期間）
三 個人番号又は基礎年金番号

二 前項の申出書を提出するときは、これに第七十三条の三第二項第一号及び第二号に掲げる書類を添えなければならない。

第七十三条の三第三項の規定は、前二項の規定によつて第一項の申出書に記載すべき事項又は添付すべき書類について準用する。

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の申請書に基づき年番号を記載する者にあつては、基礎年金番号

通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 前項第二号に規定する期間において申請者が学生等であること又は学生等であつたことを明らかにすることができる書類

三 前項第二号に規定する期間において令第六条第九号に規定する各種学校に在学する生徒である被保險者があつては、修業年限が一年以上の課程であることを明らかにすることができる書類

四 前項第二号に規定する期間の属する年の前年（当該期間に一月から三月までのいづれかの月が含まれる場合にあつては、当該月の属する年の前々年。以下この条において同じ。）の所得が百二十八万円を超えない被保險者等（所得のない者を除く。）にあつては、所得の状況を明らかにすることができる書類

五 前項第二号に規定する期間の属する年の前年（当該期間に一月から三月までのいづれかの月が含まれる場合にあつては、当該月の属する年の前々年。以下この条において同じ。）の所得が百二十八万円を超える被保險者等（所得のない者を除く。）にあつては、次に掲げる書類（申請者が当該被保險者等に係る同一の失業等について過去に行つた保険料免除等の申請において離職票等を添付している場合にあつては、ニに掲げる書類を除く。）

イ 被保險者等の前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得額並びに扶養親族等の有無及び数並びに同一生計配偶者等の有無及び数についての市町村長の証明書

ロ 被保險者等が令第六条の十二第二項第一号から第三号までの規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

ハ 被保險者等が法第九十条の三第一項第三号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

二 被保險者等が法第九十条の三第一項第三号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

三 被保險者等が法第九十条の三第一項第三号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

四 被保險者等が法第九十条の三第一項第三号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

五 被保險者等が法第九十条の三第一項第三号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

六 被保險者等が法第九十条の三第一項第三号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

七 被保險者等が法第九十条の三第一項第三号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

八 被保險者等が法第九十条の三第一項第三号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

九 被保險者等が法第九十条の三第一項第三号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

十 被保險者等が法第九十条の三第一項第三号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

十一 被保險者等が法第九十条の三第一項第三号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

十二 被保險者等が法第九十条の三第一項第三号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

十三 被保險者等が法第九十条の三第一項第三号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

十四 被保險者等が法第九十条の三第一項第三号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

十五 被保險者等が法第九十条の三第一項第三号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

十六 被保險者等が法第九十条の三第一項第三号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

育施設に在学する学生等被保險者であつて、か

つ、同項第一号又は第二号（法第九十条第一項第二号に係る部分を除く。）のいずれかの事由

により法第九十条の三第一項の規定による申請を行ふ場合（厚生労働大臣が卒業予定月が到来しない学生等被保險者に対して送付する

基準年金番号等があらかじめ記載された申請書により行う場合に限る。）は、前項の規定にかかわらず、第一項の申請書に前項に掲げる書類の添付を要しない。

（学生等の保険料納付の特例に係る申請の委託の方法）

第十七条の四の二 学生等被保險者が、法第一百零九条の二の二第一項の規定により法第一百零九条の規定による申請書に、

三第一項の規定による申請（以下この条及び次条において「学生納付特例申請」という。）を提出するときは、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書に、

四 同条第二項各号（第二号を除く。）に掲げる書類を添えて、これを当該学生納付特例事務法人に委託するときは、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書に、

五 学生納付特例事務法人は、法第一百零九条の二の二第一項の規定に基づき、学生等被保險者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、当該学生等被保險者に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 学生納付特例事務法人の名称及び当該学生納付特例事務法人が学生納付特例申請の委託を受けた旨

二 前条第一項第一号及び第三号に掲げる事項

三 学生納付特例申請を委託された年月日（学生納付特例事務法人による学生等の保険料納付の特例に係る申請）

四 第七十七条の四の三 学生納付特例事務法人は、

二第一項の規定に基づき、学生等被保險者から学生納付特例事務法人による学生等の保険料納付の特例に係る申請

三 学生納付特例申請を委託された年月日（学生納付特例事務法人による学生等の保険料納付の特例に係る申請）

四 第七十七条の四の三 学生納付特例事務法人は、

二第一項の規定に基づき、学生等被保險者から学生納付特例事務法人による学生等の保険料納付の特例に係る申請

業運営改善法附則第十四条第一項の規定による申請は、保険料の免除の特例（平成十六年改正法附則第十九条第一項第一号若しくは第二項第三号又は第二項第二号に係る部分を除く。）のいずれかの事由

により法第九十条の三第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十九条第一項第一号若しくは第二項第三号又は第二項第二号に係る部分を除く。）のいずれかの事由

により行う場合に限る。）は、前項の規定にかかる事項を記載した申請書を機関に提出する

ことによつて行わなければならぬ。

一 氏名、生年月日及び住所並びに個人番号又は基礎年金番号

二 保険料の免除の特例を受けようとする期間に規定する期間における申請者の配偶者の氏名及び生年月日

三 前号に規定する期間における申請者の配偶者の氏名及び生年月日

四 第七十七条の四の二の二第一項の規定により法第一百零九条の二の二第一項の規定に基づき、学生等被保險者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、当該学生等被保險者に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 学生納付特例事務法人は、法第一百零九条の二の二第一項の規定に基づき、学生等被保險者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、当該学生等被保險者に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

二 学生納付特例事務法人は、法第一百零九条の二の二第一項の規定に基づき、学生等被保險者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、当該学生等被保險者に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

三 学生納付特例事務法人は、法第一百零九条の二の二第一項の規定に基づき、学生等被保險者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、当該学生等被保險者に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

四 学生納付特例事務法人は、法第一百零九条の二の二第一項の規定に基づき、学生等被保險者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、当該学生等被保險者に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

五 学生納付特例事務法人は、法第一百零九条の二の二第一項の規定に基づき、学生等被保險者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、当該学生等被保險者に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

六 学生納付特例事務法人は、法第一百零九条の二の二第一項の規定に基づき、学生等被保險者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、当該学生等被保險者に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

七 学生納付特例事務法人は、法第一百零九条の二の二第一項の規定に基づき、学生等被保險者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、当該学生等被保險者に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

八 学生納付特例事務法人は、法第一百零九条の二の二第一項の規定に基づき、学生等被保險者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、当該学生等被保險者に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

九 学生納付特例事務法人は、法第一百零九条の二の二第一項の規定に基づき、学生等被保險者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、当該学生等被保險者に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

十 学生納付特例事務法人は、法第一百零九条の二の二第一項の規定に基づき、学生等被保險者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、当該学生等被保險者に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

十一 学生納付特例事務法人は、法第一百零九条の二の二第一項の規定に基づき、学生等被保險者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、当該学生等被保險者に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

十二 学生納付特例事務法人は、法第一百零九条の二の二第一項の規定に基づき、学生等被保險者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、当該学生等被保險者に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

十三 学生納付特例事務法人は、法第一百零九条の二の二第一項の規定に基づき、学生等被保險者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、当該学生等被保險者に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

十四 学生納付特例事務法人は、法第一百零九条の二の二第一項の規定に基づき、学生等被保險者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、当該学生等被保險者に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

十五 学生納付特例事務法人は、法第一百零九条の二の二第一項の規定に基づき、学生等被保險者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、当該学生等被保險者に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

十六 学生納付特例事務法人は、法第一百零九条の二の二第一項の規定に基づき、学生等被保險者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、当該学生等被保險者に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

十七 学生納付特例事務法人は、法第一百零九条の二の二第一項の規定に基づき、学生等被保險者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、当該学生等被保險者に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

イ 申請者等の前項第一号に規定する期間の申請者は、保険料の免除の特例（平成十六年改正法附則第十九条第一項第一号若しくは第二項第三号又は第二項第二号に係る部分を除く。）のいずれかの事由

により行う場合に限る。）は、前項の規定にかかる事項を記載した申請書を機関に提出する

ことによつて行わなければならぬ。

一 氏名、生年月日及び住所並びに個人番号又は基礎年金番号

二 繙続猶予関係規定（平成十六年改正法附則第十九条第一項第一号若しくは第二項第三号又は第二項第二号に係る部分を除く。）のいずれかの事由

二十六 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第九条に規定する教育機関

二十七 農業改良助長法施行令（昭和二十七年政令第二百四十八号）第三条第一号に規定する教育機関

二十八 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十五条第一項第四号及び第二項第七号、第一百五十六条第三号、第一百六十条第三号、第一百六十一条第二項、第一百六十二条並びに第一百七十七条第七号に規定する文部科学大臣が別に指定する教育施設（文部科学大臣が指定した課程に限る。）

二十九 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）

三〇 二十八条第一号、第四十三条第一項第一号及び第八十二条第一項第三号に規定する学校その他の養成施設

三一 国立研究開発法人水産研究・教育機構

三二 国立研究開発法人農業・食品産業技術大臣が定める課程に限る。）

三三 独立行政法人航空大学校

三四 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が指定するもの

（法第九十条第一項第四号、第九十条の二第一項第三号、第二項第三号及び第三項第三号並びに第九十条の三第一項第三号、平成十六年改正法附則第十九条第一項第三号及び第二項第三号並びに平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事由）

第五十七条の七 法第九十条第一項第四号、第九十条の二第一項第三号、第二項第三号及び第三項第三号並びに第九十条の三第一項第三号、平成十六年改正法附則第十九条第一項第三号及び第二項第三号並びに平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 法第九十条第一項、第九十条の二第一項から第三項まで並びに第九十条の三第一項並びに平成十六年改正法附則第十九条第一項及び第二項並びに平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとする期間の属する年又はその前年（当該期間に一月から六

月まで（法第九十条の三第一項に規定する申請にあつては、一月から三月まで）のいずれかの月が含まれる場合にあつては、当該期間の属する年、その前年又はその前々年）における震災、風水害、火災その他これらに類する灾害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財その他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね二分の一以上である損害を受けたとき。

二 法第九十条第一項、第九十条の二第一項から第三項まで並びに第九十条の三第一項及びに平成十六年改正法附則第十九条第一項及び第二項並びに平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとする期間の属する年又はその前年（当該期間に一月から六月まで（法第九十条の三第一項に規定する申請にあつては、一月から三月まで）のいずれかの月が含まれる場合にあつては、当該期間の属する年、その前年又はその前々年）において、失業等により保険料を納付することが困難と認められるとき。

三 被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者（被保険者の保険料を納付することが困難と認められる者が、それぞれ当該各号に該当するときに限る。）

イ 被保険者及び世帯主（被保険者又は配偶者であること。）

四 その他前三号に掲げる事由に準ずる事由により保険料を納付することが困難と認められるとき。

ロ 配偶者 当該配偶者からの暴力を行つた（保険料全額免除等に係る配偶者に関する届出）

第七十七条の七の二 法第九十条第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた被保険者（第七十七条第三項の規定による申出をした者に限る。）は、配偶者を有するに至つたとき又は配偶者を有しない者となるに至つたときは、当該事実があつた日から十四日以

3 とを要しないものとする。この場合においては、第二章の規定による変更届出等に係る届書に記載することとされた事項のうち、年金コードは記載することを要しないものとする。

厚生労働大臣は、災害その他特別な事情があ

る場合において、特に必要があると認めるときは、第二章及び第三章の規定によつて請求書、申請書、届書又は申出書に添えなくてはならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

第二章及び第三章の規定によつて請求書、申請書、届書又は申出書に添えなくてはならない書類を省略するときは、当該他の添付書類によつて、他の添付書類に係る事項を明らかにすることができるときは、当該他の添付書類は、省略することができる。

第二章及び第三章の規定によつて同時に二以上の請求書、申請書、届書又は申出書を提出する場合において、一の請求書、申請書、届書又は申出書の添付書類によつて、他の請求書、申請書、届書又は申出書の添付書類に係る事項を明らかにすることができるときは、他の添付書類は、省略することができる。

同一の世帯に属する二人以上の者が同時に請求書、申請書、届書又は申出書の余白にその旨を記載して、他の請求書、申請書、届書又は申出書の当該添付書類は、省略することができる。

同一の世帯に属する二人以上の者が同時に請求書、申請書、届書又は申出書を提出する場合における他方の請求書、申請書、届書又は申出書の当該添付書類についても、同様とする。

第二章の規定によつて申請書、届書又は申出書に記載すべき事項又は添付すべき書類等については、他の申請書、届書又は申出書に記載されている事項、添付されている書類等により明らかであると厚生労働大臣が認めるときは、当該申請書、届書又は申出書に記載し、又は添付することを要しないものとする。

第一章の二から第三章までの規定により基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えることとを要しないものとする。

受けることにより次の各号に掲げる書類に係る
事実を確認することができるときは、当該各章
の規定にかかるわらず、当該書類を請求書等に添
えることを要しないものとする。

一 共済組合（存続組合及び指定基金を含む。）
又は日本私立学校振興・共済事業団が様式第一
号により共済組合の組合員又は私学教職員
共済制度の加入者であつた期間を確認した
書類

二 合算対象期間を明らかにできる場合

三 公的年金給付の支給状況に関する書類
(経由の省略)

第八十六条 厚生労働大臣は、特別の事情がある
と認めるときは、第十三条、第二十七条、第三
十八条の二、第五十五条、第六十条の九、第六
十二条、第六十三条の四又は第八十一条の規定
にかかわらず、第一章から第三章までに規定す
る申請書、申出書、届書又は請求書を機構又は
市町村長を経由しないで提出させることができ
る。

(法第二十一条の二の規定による充當を行うこ
とができる場合)

第八十六条の二 法第二十一条の二の規定による
年金たる給付の支払金の金額の過誤払による返
還金債権への充当は、次の各号に掲げる場合に
行うことができる。

一 年金たる給付の受給者の死亡を支給事由
とする遺族基礎年金の受給者が、当該年金た
る給付の受給者の死亡に伴う当該年金た
る給付の支払金の金額の過誤払による返還金
債権に係る債務の弁済をすべき者であると
き。

二 遺族基礎年金の受給者が同一の支給事由
に基づく他の遺族基礎年金の受給者の死亡
に伴う当該遺族基礎年金の支払金の金額の過
誤払による返還金債権に係る債務の弁済をす
べき者であるとき。

第八十七条 昭和六十年改正法附則第三十二条第
一項の規定によりなお前年の例によるものとさ
れた旧法による老齢福祉年金（老齢特別給付金

第八十八条 法第百六条第二項（法第百七条第三項において準用する場合を含む。）の規定によつて当該職員が携帶すべき身分を示す証票は、様式第十七号による。

（令第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める基礎年金）

第八十九条 令第十五条第一項に規定する令第一条第一項第一号から第三号までに規定する老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金であつて厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金とする。

一 令第一条第一項第一号に規定する老齢基礎年金又は同項第三号に規定する遺族基礎年金であつて、令第十五条第一項の規定により同項に規定する共済払いの基礎年金の支払に関する事務を行う共済組合等（国家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会が当該事務を行う場合にあつては、それぞれ当該連合会を組織する共済組合。次号において同じ。）の組合員又は加入者であつた期間を有する者に係るもの

二 令第一条第一項第二号に規定する障害基礎年金であつて、その受給者が当該障害基礎年金の支給事由となつた障害（法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金の支給事由となつた障害にあつては、後の障害）に係る初診日（昭和六十一年四月一日前に発した傷病による障害にあつては、当該傷病が発した日）に令第十五条第一項の規定により共済払いの基礎年金の支払に関する事務を行う共済組合等の組合員又は加入者であつた者に係るもの

（基礎年金の支払事務を行う共済組合等の指定等）

第九十条 厚生労働大臣は、共済組合等からの申出により、令第十五条第一項に規定する共済払いの基礎年金（以下単に「共済払いの基礎年金」という。）の支払に関する事務を行わせるもの

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をした場合には、当該指定をした共済組合等（以下

申出書又は届書（以下この条において「請求書等」という。）に添えなければならない場合において、厚生労働大臣が法第百八条第一項又は第二項の規定により当該各項に規定する事項についての規定を適用する場合に付する申出書等の支給等に関する手続については、老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）の定めるところによる。

十一 第七十三条の三第三項（第七十三条の五第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十五条第三項、第六項及び第七項の規定による添付書類の省略に係る事務

十二 令第六条の十三の規定による納付書の交付に係る事務

十三 住民基本台帳法第三十条の九の規定による機構保存本人確認情報の提供を受けることによる事務

十四 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）第四条第八項又は第二十九条第六項の規定による求めに応じた資料の提供に係る事務（当該資料の提供を除く。）

十五 番号利用法第二十二条第一項の規定による利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。）の提供を受けることによる事務

（法第九条の十第一項各号に掲げる事務に係る申請等）

第一百七条 法第二百九条の十第一項各号に掲げる事務に係る申請、届出その他の行為は、機構の定める年金事務所に對してするものとする。

（法第二百九条の十一第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第一百八条 法第二百九条の十一第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 保険料その他法の規定による徴収金（当該徴収金につき支払うべき利息があるときは、当該利息を含む。）

二 法第二十二条の二に規定する返還金その他給付の過誤払による返還金（当該返還金につき支払うべき利息があるときは、当該利息を含む。）

三 法第二十二条第一項の規定による損害賠償金

（令第十一条の十三第四号に規定する厚生労働省令で定める場合）

第一百九条 令第十一条の十三第四号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 機構の職員が、保険料等（法第二百九条の十第一項に規定する保険料等をいう。以下同

（じ。）を納付しようとした納付義務者に対する年金事務所の窓口での現金収納原則として行わない旨の説明をしたにもかかわらず、納付義務者が保険料等を納付しようとした場合

二 納付義務者が納入告知書又は納付書において指定する納付場所（年金事務所を除く。）での納付が困難であると認められる場合

三 納付義務者が保険料等の納付を機構が開催する説明会において行うことを希望する旨の申出があつた場合

四 機構から文書により保険料等の納付を年金を受けた納付義務者が保険料等の納付を年金事務所において行うことを希望する旨の申出があつた場合

（令第十一条の十四第二項に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第一百二十条 令第十一条の十四第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 年金事務所の名称及び所在地

二 年金事務所で保険料等の収納を実施する場合

（領収証書等の様式）

第一百二十二条 令第十一条の十六の規定によつて交付する領収証書及び年金特別会計の歳入徴収官へ報告する報告書は、様式第十八号による。

（保険料等の日本銀行への送付）

第一百二十三条 機構は、法第百九条の十一第一項の規定により保険料等を收取したときは、送付書（様式第十九号）を添え、これを現金収納の日又はその翌日（当該翌日が日曜日、土曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）に規定する休日、一月二日、同月三日、十二月二十九日、同月三十日又は同月三十一日に当たるときは、これらの日の翌日を当該翌日とみなす。）において、日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店をいう。）に送付しなければならない。

（帳簿の備付け）

第一百二十四条 令第十一条の十七に規定する帳簿は、様式第二十号によるものとし、收取職員（令第十一条の十三第二号に規定する收取職員をいう。以下同じ。）ごとに、保険料等の收取及び送付の都度、直ちにこれを記録しなければならない。

2 を徴収するため第三債務者、公壳に付する財産の買受人等から歳入金以外の金銭を受領することができる。

2 徹収職員は、前項の規定により歳入金以外の金銭を受領したときは、領收証を交付しなければならない。

3 国税通則法第五十五条の規定に基づき、徴収職員は納付義務者から有価証券の納付委託を受けたときは、有価証券の取立てに要する費用の額に相当する金銭を受領するものとする。

4 徹収職員は、前項の規定により有価証券の取立てに要する費用の額に相当する金銭を受領したときは、領收証を交付しなければならない。

5 第二項又は前項の規定により交付する領收証は、様式第二十一号による。

(現金の保管等)

第一百一十五条 収納職員がその手許に保管する現金は、これを堅固な容器の中に保管しなければならない。

2 収納職員は、その取扱いに係る現金を、私金と混同してはならない。

(証券の取扱い)

第一百一十六条 収納職員は、法令の規定により現金に代え証券を受領したときは、現金に準じその取扱いをしなければならない。

(収納に係る事務の実施状況等の報告)

第一百一十七条 法第百九条の十一第四項の規定による収納に係る事務の実施状況及びその結果の報告は、毎月十日までに、保険料等収納状況報告書(様式第二十二号)により行わなければならぬ。

(帳簿金庫の検査)

第一百一十八条 機構の理事長は、毎年三月三十一日(同日が土曜日に当たるときはその前日とし、同日が日曜日に当たるときはその前々日とする。)又は収納職員が交替するとき、若しくはその廃止があつたときは、年金事務所ごとに機構の職員のうちから検査員を命じて、当該収納職員の帳簿金庫を検査させなければならぬ。

2 機構の理事長は、必要があると認めるときは、隨時、年金事務所ごとに機構の職員のうちから検査員を命じて、収納職員の帳簿金庫を検査させるものとする。

3 檢査員は、前二項の検査をするときは、これらを受ける収納職員その他適当な機構の職員を立ち会わせなければならない。

4 檢査員は、収納職員の帳簿金庫を検査したときは、検査書二通を作成し、一通を当該収納職員に交付し、他の一通を機構の理事長に提出しなければならない。

5 檢査員は、前項の検査書に記名して印を押すとともに、第三項の規定により立ち会つた者に記名させ、かつ、印を押させるものとする。
(収納職員の交替等)

第二百二十九条 収納職員が交替するときは、前任の収納職員は、交替の日の前日をもつて、その月分の保険料等収納簿の締切りをし、前条の規定による検査を受けた上、引継ぎの年月日を記入し、後任の収納職員とともに記名して認印を押さなければならない。

2 前任の収納職員は、様式第二十三号の現金現物高調書及びその引き継ぐべき帳簿、証拠その他の書類の目録各二通を作成し、後任の収納職員の立会いの上現物に対照し、受渡しをした後、現金現在高調書及び目録に年月日及び受渡しを終えた旨を記入し、両収納職員において記名して認印を押し、各一通を保存しなければならない。

3 収納職員が廃止されるときは、廃止される収納職員は、前二項の規定に準じ、その残務を引き継ぐべき収納職員に残務の引継ぎの手続をしなければならない。

4 前任の収納職員又は廃止される収納職員が第一項及び第二項又は前項の規定による引継ぎの事務を行うことができないときは、機構の理事長が指定した職員がこれらの収納職員に係る引継ぎの事務を行うものとする。
(送付書の訂正等)

第二百三十条 機構は、令第十一條の十六の規定による年金特別会計の歳入徴収官への報告又は第二百二十二条に規定する送付書の記載事項に誤りがあるときは、日本銀行において当該年度所属の歳入金を受け入れができる期限までに当該歳入徴収官又は日本銀行（本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）にその訂正を請求しなければならない。

2 機構は、年金特別会計の歳入徴収官から、機構が収納した歳入金の所属年度、主管名、会計名又は取扱店名について、誤びゆうの訂正の請求

号三 第項一	号七 第項一 第条六 年金証書の記号番号	号八 第項一 第条六十 所在地
障害年金、母子年金、準母子年金又は寡婦年金を受ける権利を有する者にあつては、その年金の国民年金証書の記号番号	国民年金法施行規則等の省令(昭和六十年厚生省令第十七号。以下「昭和六十年改正省令」という。)第一項の規定による改正後の第十六条第一項第六号イから下までに掲げる年金たる給付(以下「公的年金給付」という。)を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード(年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。)又は記号番号若しくは番号	払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号又は払渡希望郵便局の名称及び所在地

項二第条六十第	号三第項二第条六十第	号一第一項二第条八十二第び及号一第一項二第条六十第	
書 希望 金融機関の証明 についての当該払渡 預金通帳の記号番号	(様式第三号)		国民年金手帳
書 希望 金融機関の証明 についての当該払渡 預金通帳の記号番号	(様式第三号)及び 準ずる書類	公的年金給付の受給 権者にあつては、当 該公的年金給付（厚 生労働大臣が支給す るものを除く。）の 年金証書又はこれに 準ずる書類	前項の規定により同 項の請求書に基盤年 金番号を記載する者 にあつては、基礎年 金番号通知書その他 の基礎年金番号を明 らかにすることがで きる書類

項一 第八十二条及び第二百二十二条の六十第一	二の条六十第一	号三 第二八十二条及び第二百四第一
番号 国民年金手帳の記号	申出書に、国民年金手帳を添えて、これならぬ。	
金番号 個人番号又は基礎年	申出書において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる。この書類を添えなければならぬ。	することができる書類

七十第一、条七十第一	項一第三の条十六第一及び項一第一条十四第一、項一第一条二十三第一、条七十第一	条七十第一	号二第一
日 一 氏名及び生年月		老齢年金以外の年金 の国民年金証書	
日 一 氏名及び生年月		選択しようとする者	基礎年金番号通知書 その他の基礎年金番 号を明らかにするこ とができる書類
は基礎年金番号 一の二個人番号又		選択しようとする者 (昭和六十年改正法 附則第十一条第三項 の規定により支給を 停止されている者を 除く。)	

第一、号二第項一第条九十第、号三第二の条七十第、号四第び及号三第条七十第
項一第条一十二第、二の条

記号番号

年金コード

一第条五十二第、号三第条四十二第、号二第項二第条二十二第、号五第項一第条一十二第、号三第条十二

号三第項一第二の条四十三第、号三第項一第条三十三第、号四第び及号三第項一第条二十三第、号三第項

二の条二十四第、号三第項一第条一十四第、号四第び及号三第項一第条十四第、号三第二の条六十三第、

号一第一項三第び及号一第一項二第条五十六第にび並号四第び及号三第三の条十六第、号三第条九十五第、

二 第	号二 第項二 第条九 十 第	項一 第条九 十 第	二の条七十 第
受給権者は	市町村長の證明書又は戸籍の抄本	一 変更前及び変更後の氏名並びに生年月日	受給権者
受給権者(厚生労働大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けれることができる者を除く。)	市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。第二十七条(第三十八条、第四十七条、第五十条及び第六十条の八において準用する場合を含む。)を除き、以下この節において同じ。)の證明書又は戸籍の抄本	一 変更前及び変更後の氏名並びに生年月日	(国民年金法施行令等の一部を改正する政令(昭和六十一年政令第五十三号。以下「昭和六十年改正政令」という。)第五条の規定による改正前の受給権者(厚生労働大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けれることができる者を除く。)

でま条九十五第らか条三十五第、条九十四第、でま条六十四第らか条十四第、でま二の条四十三第三から、

三第「項一第一条三十三第「項一第一条二十三第	項一第一条四十八第び及でま五の条十六第らか三の条十六第
一 氏名	
一 の二 個人番号 又 は基礎年金番号	一 氏名

項一 第二の条三十四第、項一 第二の条二十四第、項一 第一条一十四第、項一 第一条十四第、項一 第二の条四十四第

十三第三、号三第三条四十三第	号一第一条四十三第	条四十三第	号一第一項二第	条三十三第	号一第一項二第
規定する給付	障害年金の国民年金 証書	国民年金支給停止事由 該当届（様式第四号）		障害年金の国民年金 証書	
規定する給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）	届書に基礎年金番号を記載する者については、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにできる書類	氏名、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号、国民年金証書の年金コード、支給停止の事由及びその事由が生じた年月日を記載した届書	前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者については、基礎年金番号通知書その他基礎年金番号を明らかにすることができる書類		

二の条六十三第		項二第二の条三十四第び及号四第条三十四第、項二第二の条四
これを社会保険庁長官に提出しなければならない。ただし、同一の市町村その他社会保険庁長官の指定する区域内における住所の変更については、障害年金の国	届書に、障害年金の国民年金証書を添えて、	受給権者は 受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機関保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は
厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において同一の市町村その他社会保険庁長官の指	届書を	受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機関保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は

三十四第	号一第三の条二十四第	三の条二十四第			条二十四第	号一
母子年金の国民年金 証書	国民年金額改定届		ならない。	国民年金額改定届 (様式第七号)に、生 母子年金の国民年金 証書を添えて、すみ やかに、これ	改定の事由が生じた とき	改定の事由が生じた とき(同項第六号及 び第八号に該当する に至つたときを除く)
類 属 する こと が で き る 書	届書に基礎年金番号 を記載する者にあつ ては、基礎年金番号 通知書その他の基礎 年金番号を明らかに することができる書	氏名、生年月日、住 所、個人番号又は基 礎年金番号、国民年 金証書の年金コード の事由が生じた年月 日を記載した届書	ならない。この場合 において、当該届書 に基づき基礎年金番号を記 載するときは、当該 届書に基礎年金番号 通知書その他の基礎 年金番号を明らかに することができる書 類を添えなければならない。 らない。	年月日、住所、個人 番号又は基礎年金番 号、国民年金証書の 年金コード、改定の 事由及びその事由が 生じた年月日を記載 した届書	速やかに、氏名、生 年月日、住所、個人 番号又は基礎年金番 号、国民年金証書の 年金コード、改定の 事由及びその事由が 生じた年月日を記載 した届書	改定の事由が生じた とき(同項第六号及 び第八号に該当する に至つたときを除く)

四十四第	号三第条三十四第	条三十四第	号一第一項二第二及号一第一項一第一條四十四第にび並号一第一條
第四十一条第一項	定める給付	令第四条の三	国民年金支給停止事由 該當届
附則第十一條第三項又は昭和六十一年改正法第十四条第一項又は改正前の令第四条の三	定める給付(厚生労働大臣が支給するものを除く。)	書	氏名、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号、国民年金証書の年金コード、支給停止の事由及びその事由が生じた年月日を記載した届
号三第条五十五第び及号五第項一第一條四十四第	五の条十六第び及条五十五第、条四十四第	国民年金支給停止事由 消滅届	抄本
支給停止事由消滅の届出をする日の属する年五月三十日において十七歳未満である			抄本又は支給を停止することを明らかにすことができる書類
十七歳に達する日以後最初の三月三十日までの間にある		所、個人番号又は基礎年金番号、国民年金証書の年金コード、支給停止の事由が消滅した事実及びその事実が生じた年月日を記載した届書	すべき事由が消滅したことなどを明確にすことができる書類
条九十四第	八の条十六第び及条十六第、条七十四第	条六十四第	号二第二項二第二條四十四第
請求書に、準母子年金の国民年金証書を添えて、これ	これら規定中(第三十六条の二を除く)「社会保険庁官」とあるのは、「都道府県知事」と、「都道府県長」	死亡に係るとき	公的年金給付
請求書に、基礎年金番号を記載するときは、当該請求書に基づき、当該請求書に基礎年金番号を明らかにすことができる	第二十五条中	法第三十九条第三項第一号、第六号及び第八号に該当するに至つたとき	公的年金給付(厚生労働大臣が支給するものを除く。)
表の条十五第	条十五第		
項一第一條五十二第	条四十二第び及条二十二第、条一十二第、項一第一條九十第	二条から第四十六条まで	第四十条及び第四十一条
例の条六十第	官長府險保会社		
の条八十四第	事知県府道都		
	項一第一條五十二第	第四十条、第四十二条から第四十四条まで	第四十条、第四十二条及び第四十六条
	書求請定裁の金年齢老、りよに例の条六十第	条から第四十四条まで	ばる書類を添えなけれ
	書求請定裁金年子母準、りよに例の条八十四第	及び第四十六条	

条四十五第		条三十五第					
な ら な い。	、 こ れ 添 え て、 す み や か に に 記 載 し た 届 書 な ら な い。 の お い て、 当 該 届 書	国民年金支給停止事 由該當届に、遺児年 金の国民年金証書を添 えて、すみやかに記載 した届書の事由及びそ の事由が生じた年月日を 止の事由及びその事由 が生じた年月日を記載 した届書において、当該 届書	請求書に、遺児年金 の国民年金証書を添 えて、これ	な ら な い。	請求書	条七十二第 官長府道都	書求請定裁の年齢老 りよに 事知県府道都
第 六 十 五 第	号 二 第五 の 条 十六 第 び 及 号 二 第 五 十 五 第	抄 本	遺児年金の国民年金 証書	項 又は第四十七条第一 項 、第四十七条第一項 又は昭和六十年改正 法附則第十一条第三 項	に基礎年金番号を記 載するときは、当該 届書に基礎年金番号 通知書その他の基礎 年金番号を明らかに することができる書 類を添えなければな らない。	申請書に、遺児年金 の国民年金証書を添 えて、これ	に基礎年金番号を記 載するときは、当該 届書に基礎年金番号 通知書その他の基礎 年金番号を明らかに することができる書 類を添えなければな らない。
第 六 十 五 第	号 二 第五 の 条 十六 第 び 及 号 二 第 五 十 五 第	抄 本(厚生労働大臣 が住民基本台帳法第 三十条の九の規定に より当該受給権者に 係る機関保存本人確 認情報の提供を受け ることができないと きに限る)	届書に基礎年金番号 を記載する者があつ ては、基礎年金番号 通知書その他の基礎 年金番号を明らかに することができる書 類	届書に基礎年金番号 を記載する者があつ ては、基礎年金番号 通知書その他の基礎 年金番号を明らかに することができる書 類	届書に基礎年金番号 を記載する者があつ ては、基礎年金番号 通知書その他の基礎 年金番号を明らかに することができる書 類	申請書に、遺児年金 の国民年金証書を添 えて、これ	申請書に、遺児年金 の国民年金証書を添 えて、これ
四 の 条 十 六 第	三 の 条 十 六 第	条九十五第	条七十五第	号一			
な ら な い。	、 こ れ 添 え て、 す み や か に に 記 載 し た 届 書 な ら な い。 の お い て、 当 該 届 書	国民年金支給停止事 由該當届に、寡婦年 金の国民年金証書を添 えて、すみやかに記載 した届書の事由及びそ の事由が生じた年月日を 止の事由及びその事由 が生じた年月日を記載 した届書において、当該 届書	申出書に、老齢年金 又は通算老齢年金以 外の年金の国民年金 証書を添えて、これ	死亡に係るとき	死亡に係るとき	死亡に係るとき	死亡に係るとき
な ら な い。 の お い て、 当 該 届 書	、 こ れ 添 え て、 す み や か に に 記 載 し た 届 書 な ら な い。 の お い て、 当 該 届 書	国民年金支給停止事 由該當届に、寡婦年 金の国民年金証書を添 えて、すみやかに記載 した届書の事由及びそ の事由が生じた年月日を 止の事由及びその事由 が生じた年月日を記載 した届書において、当該 届書	申出書に、老齢年金 又は通算老齢年金以 外の年金の国民年金 証書を添えて、これ	死亡に係るとき	死亡に係るとき	死亡に係るとき	死亡に係るとき
五 の 条 十 六 第	七 の 条 十 六 第	号一第五 の 条 十 六 第	五 的 条 十 六 第				
な ら な い。	、 こ れ 添 え て、 す み や か に に 記 載 し た 届 書 な ら な い。 の お い て、 当 該 届 書	年金の受給権者は、 法第五十一条の規定 に該当するに至つた とき(六十五歳に達 したとき又は死亡に 係るときを除く。)は、 次各号に掲げる事項 を記載した届書に、寡 婦年金の国民年金証 書を添えて、すみやか にこれ	寡婦年金の国民年金 証書	届書に基礎年金番号 を記載する者があつ ては、基礎年金番号 通知書その他の基礎 年金番号を明らかに することができる書 類	届書に基礎年金番号 を記載する者があつ ては、基礎年金番号 通知書その他の基礎 年金番号を明らかに することができる書 類	届書に基礎年金番号 を記載する者があつ ては、基礎年金番号 通知書その他の基礎 年金番号を明らかに することができる書 類	届書に基礎年金番号 を記載する者があつ ては、基礎年金番号 通知書その他の基礎 年金番号を明らかに することができる書 類
年 月 日	二 失 權 の 理 由 及 び そ の 理 由 に 該 當 し た	一 氏 名	第五十二条 第六十条の七 第六十条の七 寡婦	第五十二条 第六十条の七 第六十条の七 寡婦	第五十二条 第六十条の七 第六十条の七 寡婦	第五十二条 第六十条の七 第六十条の七 寡婦	第五十二条 第六十条の七 第六十条の七 寡婦
年 月 日	三 寡 婦 年 金 の 國 民 年 金 証 書 の 記 号 番 号	二 失 權 の 理 由 及 び そ の 理 由 に 該 當 し た	一 氏 名	届書に、寡婦年金の國 民年金証書を添えて 出しなければなら ない。	届書に、寡婦年金の國 民年金証書を添えて 出しなければなら ない。	届書に、寡婦年金の國 民年金証書を添えて 出しなければなら ない。	届書に、寡婦年金の國 民年金証書を添えて 出しなければなら ない。
年 月 日	二 失 權 の 理 由 及 び そ の 理 由 に 該 當 し た	一 氏 名	日 から 十四 日 以 内 に 、 こ れ を 厚 生 労 働 大 臣 に 提 出 し な れ ば 不 可 能 な い。	日 から 十四 日 以 内 に 、 こ れ を 厚 生 労 働 大 臣 に 提 出 し な れ ば 不 可 能 な い。	日 から 十四 日 以 内 に 、 こ れ を 厚 生 労 働 大 臣 に 提 出 し な れ ば 不 可 能 な い。	日 から 十四 日 以 内 に 、 こ れ を 厚 生 労 働 大 臣 に 提 出 し な れ ば 不 可 能 な い。	日 から 十四 日 以 内 に 、 こ れ を 厚 生 労 働 大 臣 に 提 出 し な れ ば 不 可 能 な い。

(氏名変更の届出) 三 寡婦年金の国民年金証書の年金コード
第六十条の七の二 寡婦年金の受給権者
(厚生労働大臣が住 民基本台帳法第三十
条の九の規定により 機構保存本人確認情報
機構保存本人確認情報
報の提供を受けるこ
とができる者を除く
。は、その氏名を
変更したときは、次
に掲げる事項を記載
した届書を、当該事
実があつた日から十
四日以内に、機構に
提出しなければなら
ない。
一 変更前及び変更
後の氏名、生年月日
並びに住所
二 個人番号又は基礎年金番号
三 寡婦年金の年金証書の年金コード
四 氏名の変更の理由
由
一 寡婦年金の年金証書
二 氏名の変更に関する戸籍の抄本その他
他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類
(氏名変更の理由の届出)
第六十条の七の三 寡婦年金の受給権者は、その氏名を変更した場合であつて前
条第一項の規定によ

条五十六第	項三第三条四十六第	項一第一条四十六第	八の条十六第	
都道府県知事 社会保険庁長官又は	進達	都道府県知事に進達	条第十九条、第二十一	る届書の提出を要しないときは、当該変更をした日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、機関に提出しなければならない。 一 氏名、生年月日及び住所 二 個人番号又は基礎年金番号 三 氏名の変更の理由
厚生労働大臣	送付	厚生労働大臣に送付	第二十一条	2 前項の届書には、戸籍の抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

条五十六 第	項二 第 条五十六 第	項一 第 条六十八 第 び 及 項三 第 条五十八 第 、 条六十六 第 、 項六 第 び 及 項一 第
二 受給権者の氏名	及び 生年月日 受給権者の氏名	
号 二の二 基礎年金番	号 二の二 基礎年金番	及び 生年月日 受給権者の氏名

八 第	第六十条	第五十八条	第 八 条	項 三 第	四 十 八 条	第 八 条	項 三 第
第六十条		由消滅届の添付書類について、当該受給権者が、当該申出又は届出の日前六月以内に、これに相当する書類を他の請求書、申出書又は届書の添付書類として提出しているときは、当該添付書類は、省略することができる。	6 第二章の規定による年金給付の選択の申出書、国民年金受給権者現況届又は国民年金支給停止事由消滅届の添付書類については、当該受給権者が、当該申出又は届出の日前六月以内に、これに相当する書類を他の請求書、申出書又は届書の添付書類として提出しているときは、当該添付書類は、省略することができる。	6 第二章の規定による年金給付の選択の申出書、国民年金受給権者現況届又は国民年金支給停止事由消滅届の添付書類については、当該受給権者が、当該申出又は届出の日前六月以内に、これに相当する書類を他の請求書、申出書又は届書の添付書類として提出しているときは、当該添付書類は、省略することができる。	6 第二章の規定による年金給付の選択の申出書、国民年金受給権者現況届又は国民年金支給停止事由消滅届の添付書類については、当該受給権者が、当該申出又は届出の日前六月以内に、これに相当する書類を他の請求書、申出書又は届書の添付書類として提出しているときは、当該添付書類は、省略することができる。	6 第二章の規定による年金給付の選択の申出書、国民年金受給権者現況届又は国民年金支給停止事由消滅届の添付書類については、当該受給権者が、当該申出又は届出の日前六月以内に、これに相当する書類を他の請求書、申出書又は届書の添付書類として提出しているときは、当該添付書類は、省略することができる。	場合に、第六十八条の規定によつて国民年金証書を返付する場合に
第六十条、第六十条		より基礎年金番号通知その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を申請書、届書又は申出書に添えなければならぬ場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を申請書、届書又は申出書に添えることを要しないものとする。	7 第二章の規定により基礎年金番号通知その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を申請書、届書又は申出書に添えなければならぬ場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を申請書、届書又は申出書に添えることを要しないものとする。	7 第二章の規定により基礎年金番号通知その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を申請書、届書又は申出書に添えなければならぬ場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を申請書、届書又は申出書に添えることを要しないものとする。	7 第二章の規定により基礎年金番号通知その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を申請書、届書又は申出書に添えなければならぬ場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を申請書、届書又は申出書に添えることを要しないものとする。	7 第二章の規定により基礎年金番号通知その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を申請書、届書又は申出書に添えなければならぬ場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を申請書、届書又は申出書に添えることを要しないものとする。	場合に

附 則		第 三 条 九	
規則	法施行規則	國民年金法	國民年
金法施行規則	昭和六十一改正前の國民年金法の規定による改正前の國民年金法による改正前の國民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)。以下「昭和六十一年改正法」という。)第一条の規定による改正前の國民年金法の規定による改正前の國民年金法等の一部を改正する等の政令(昭和六十一年政令第五十三号)第一条の規定による改正後の國民年金法施行令(昭和三十四年政令第八百八十四号)。以下「新國民年金法施行令」という。)第十二条の二第一項の規定による各年金保険者の共済組合の基礎年金拠出金の納付については、この省令による改正後の國民年金法施行規則(以下「新規則」という。)第八十二条の二第一項の規定にかわらず、次の各号に掲げる日までに、それぞれ当該各号に定める額を納付することにより行わなければならぬ。	昭和六十一年改正前	昭和六十一年改正前

二 五月二十六日 概算旧国民年金給付費の十分の一の二に相当する額に概算拠出金按分率を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはこれを千円に切り上げた額）
三 七月二十五日 概算保険料・拠出金算定対象額から概算旧国民年金給付費を控除して得た額の十分の三に相当する額に概算拠出金按分率を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはこれを千円に切り上げた額）
四 八月二十五日 概算旧国民年金給付費の十分の三に相当する額に概算拠出金按分率を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはこれを千円に切り上げた額）
五 十月二十五日 前二号に定める額の合算額
六 一月二十六日 第三号に定める額
七 二月二十三日 昭和六十一年度において新国民年金法施行令第十一条の四第一項の規定により当該年金保険者たる共済組合が納付すべき基礎年金拠出金の額から前各号に定める額を合算した額を控除して得た額

(基礎年金交付金の交付に関する経過措置)
昭和六十一年度における国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号。以下この項において「経過措置政令」という。)第五十九条第一項の規定による基礎年金交付金(同令第五十八条第一項に規定する基礎年金交付金をいう。)の交付は、新規則第八十二条の七第一項の規定にかかるらず、四月三十日までに同年度において経過措置政令第五十九条第一項の規定により交付すべき額の十分の一に相当する額(五百円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはこれを千円に切り上げた額)を、七月三十一日及び十月三十一日までに、それぞれ同項の規定により当該交付すべき額の十分の三に相当する額(五百円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはこれを千円に切り上げた額)を、一月三十一日ま

4 昭和六十一年度における新規則第八十二条の規定による報告については、各年金保険者たる共済組合は、同項の規定にかかるべく、同項第一号及び第三号に掲げる事項についての報告を要しないものとする。

附 則（昭和六一年四月一八日厚生省令第二九号）

この省令は、昭和六十一年七月一日から施行する。

附 則（昭和六一年一二月二二日厚生省令第五八号）

この省令は、昭和六十二年二月一日から施行する。

附 則（昭和六二年五月二九日厚生省令第二八号）

この省令は、昭和六十二年七月一日から施行する。

附 則（昭和六三年一月二六日厚生省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

昭和六十二年度におけるこの省令による改正後の国民年金法施行規則第八十二条の二第一項の規定の適用については、同項第十三号中「第一号に定める額」とあるのは「概算旧国民年金老齢年金給付費の十一分の二に相当する額に概算拠出金按分率を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはこれを千円に切り上げた額）」と、同項第十四号中「前各号」とあるのは「第十三号及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十三年厚生省令第十五号）による改正前の国民年金法施行規則第八十二条の二第一項第一号から第六号まで」とす

る。

附 則（昭和六三年一月二八日厚生省令第六号）

この省令は、昭和六十三年二月一日から施行する。

附 則（昭和六三年五月三一日厚生省令第三八号）

この省令は、昭和六十三年八月一日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、同年七月一日から施行する。

第一条の規定による改正後の国民年金法施行規則第三十一条第三項及び第四十一条第三項の規定の適用については、昭和六十三年七月一日から同月三十一日までの間ににおいては、同令第六号(第一項第二項の規定によつて課する同法第四条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。)に係る同法附則第三十三条の四第一項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額と合算した額」と、同項第二号口中「該当するとき」とあるのは、「該当するとき又は昭和六十三年度分の道府県民税につき地方税法第三十三条の四第一項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額と合算した額」と、同令第四十一条第三項第一号中「算定した額」とあるのは、「算定した額と昭和六十三年度分の道府県民税に係る地方税法附則第三十三条の四第一項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額と合算した額」と、同項第一号口及び第二号口中「該当するとき」とあるのは、「該当するとき又は昭和六十三年度分の道府県民税につき地方税法第三十四条第一項第十号の二に規定する控除を受けたとき」と、同令第四十一条第三項第一号中「算定した額」とあるのは、「算定した額と昭和六十三年度分の道府県民税に係る地方税法附則第三十三条の四第一項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額と合算した額」と、同項第一号口及び第二号口中「該当するとき」とあるのは、「該当するとき又は昭和六十三年度分の道府県民税につき地方税法第三十四条第一項第十号の二に規定する控除を受けたとき」とある。

れるいる書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年六月七日厚生省令第三号)

この省令は、平成三年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は同年七月一日から施行する。

附 則 (平成三年一〇月九日厚生省令第五号)

この省令は、平成三年十一月一日から施行する。

附 則 (平成四年五月二九日厚生省令第十四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年五月二九日厚生省令第十四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年六月一二日厚生省令第十五号)

この省令は、平成四年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年七月一日から施行する。

附 則 (平成四年六月一二日厚生省令第十五号)

この省令は、平成四年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年七月一日から施行する。

附 則 (平成四年一二月二八日厚生省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年六月一六日厚生省令第十八号)

この省令は、平成五年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成五年六月一六日厚生省令第十八号)

この省令は、平成五年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は同年七月一日から、第三条の規定は同年六月一日から施行する。

2

定による改正後の国民年金法施行規則様式第三号(裏面)の規定が適用される場合においては、同令様式第三号(裏面)中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額(みなし法人課税を選択した場合に係る都道府県民税の課税の特例の適用を受ける者については、その者が当該課税の特例の適用を受ける者でないものとして算定した都道府県民税の総所得金額)」とする。

る。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一〇年三月一七日厚生省令 第二一号）
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

1 平成十一年七月以前の月分に係る障害基礎年金の裁定の請求並びに障害基礎年金及び遺族基礎年金の支給の停止の解除の申請については、な

2 改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による届の用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一〇年一二月一八日厚生省令 令第九五号）
（施行期日）
この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

1 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

2 改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一一年三月二六日厚生省令 第二六号）抄
（施行期日）
この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年五月三〇日厚生省令 第三二号）抄
（施行期日）
この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年五月二八日厚生省令 第六〇号）抄
（施行期日）
この省令は、平成十一年七月一日から施行する。

（経過措置）

1 平成十一年七月以前の月分に係る障害基礎年金の裁定の請求並びに障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止の解除の申請については、な

2 第一条から第四条まで及び第六条の規定の施行の際現にあるこれらの規定による改正前の様式による請求書及び届の用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則（平成二年一月二八日厚生省令第一八号）

附則（平成一三年一月二二日厚生労働省令第一五号）抄

- | 附則（平成一二年一月一八日厚生省令第一八号） | | 附則（平成三年二月二二日厚生労働省令第五号） |
|--|--|---|
| （施行期日） | | （施行期日） |
| この省令は、平成十二年四月一日から施行する。 | | この省令は、平成十三年七月四日厚生労働省令第一三七号 |
| （経過措置） | | （経過措置） |
| この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされている申請、届出その他の行為で、この省令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた申請、届出その他の行為とみなす。 | | この省令は、公布の日から施行する。 |
| この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。 | | この省令は、平成十三年七月四日厚生労働省令第一三七号 |
| 附則（平成一二年三月三一日厚生省令第八八号） | | （施行期日） |
| この省令は、平成十二年四月一日から施行する。 | | この省令は、平成十三年七月四日厚生労働省令第一三七号 |
| 附則（平成一二年六月三〇日厚生省令第一〇五号） | | （施行期日） |
| （施行期日） | | この省令は、平成十四年一月一日から施行する。 |
| （経過措置） | | （経過措置） |
| この省令は、平成十二年七月一日から施行する。 | | 農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第七条の規定により農業者年金の被保険者の資格を喪失する者が、平成十四年一月三十一日までに農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第二十二条に規定する申出を行つた場合には、この省令の施行の日において国民年金法施行規則第十七条第十八条の六に規定する届出及び同規則第七十八条の五に規定する届出を行つたものとみなす。 |
| 附則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号） | | 附則（平成一四年一月一一日厚生労働省令第七号） |
| （施行期日） | | （施行期日） |
| この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。 | | この省令は、平成十四年四月一日から施行する。 |
| （様式に関する経過措置） | | （経過措置） |
| この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といふ。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。 | | この省令の施行に交付されている第一条の規定による改正前の様式による国民年金手帳は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。 |
| この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。 | | この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。 |
| 附則（平成二五年号） | | （施行期日） |
| （施行期日） | | この省令は、平成二五年三月三一日厚生労働省令第一三七号 |

1 (施行期日) この省令は、平成十四年四月一日（以下「施

<p>毎年度、四月七日（日曜日に当たるときは四月八日とし、金曜日に当たるときは四月九日とする。）、六月七日（日曜日又は土曜日に当たるときは六月五日とし、金曜日に当たるときは六月六日とする。）、八月七日（日曜日又は土曜日に当たるときは八月五日とし、金曜日に当たるときは八月六日とする。）、十月六日（日曜日、金曜日又は土曜日に当たるときは十月四日とし、火曜日に当たるときは十月五日とする。次条において同じ。）及び十二月七日（日曜日又は土曜日に当たるときは十二月五日とし、金曜日に当たるときは十二月六日とする。次条において同じ。）までに、それぞれ同項の規定により納付しなければならないものとされた額の六分の一に相当する額（五百円未満の端数があるときはこの額を切り捨てて、五百円以上一千円未満の端数があるときはこれを千円に切り上げた額）を、二月六日（日曜日、金曜日又は土曜日に当たるときは二月四日とし、月曜日に当たるときは二月五日とする。次条及び</p>	<p>統合法附則 第二十五条 第三項に規定する存続組合をいう。以下同じ。）</p>
---	---

第十二条の二項	第八条第十二項	号第一項	第八条第十二項	第八条第十二項	第八条第十二項	第八条第十二項	第八条第十二項	第八条第十二項	第八条第十二項	第八条第十二項	第八条第十二項	第八条第十二項
各年金保険者たる共済組合等	第六条第十二項の二項	である者に限る。以下この項において同じ。)の数及び前年度の九月三十日における当該年金保険者たる共済組合等に係る被保険者のうち二十歳以上六十歳未満の者の数	である者であつて、二十歳以上六十歳未満のものに限る。)の数	平成十四年三月三十一日における存続組合	平成十五年九月十六日	農林水産大臣	第一号に	当該年金保険者たる共済組合等を所管する大臣	各年金保険者たる共済組合等は、毎年度	数等	見出しへ	年金保険者たる共済組合等
存続組合	存続組合	である者に限る。以下この項において同じ。)の数及び前年度の九月三十日における当該年金保険者たる共済組合等に係る被保険者のうち二十歳以上六十歳未満の者の数	である者であつて、二十歳以上六十歳未満のものに限る。)の数	平成十四年三月三十一日における存続組合	平成十五年九月十六日	農林水産大臣	第一号に	当該年金保険者たる共済組合等を所管する大臣	各年金保険者たる共済組合等は、毎年度	数等	見出しへ	年金保険者たる共済組合等

第 四 条 十 二 八 の 二 八 八	第 一 条 十 二 八 の 二 八 八	第 二 条 十 二 八 の 二 八 八	第 三 条 十 二 八 の 二 八 八	第 四 条 十 二 八 の 二 八 八	第 五 条 十 二 八 の 二 八 八	第 六 条 十 二 八 の 二 八 八	第 七 条 十 二 八 の 二 八 八	第 八 条 十 二 八 の 二 八 八	第 九 条 十 二 八 の 二 八 八
九 月 三 日		正 法	昭 和 六 十 年 改 正 法	經 過 措 置 政 令	厚 生 年 金 保 險 制 度 及 農 林 漁 業 團 體 職 員 共 濟 組 合 制 度	平 成 十 三 年 統 合 法 附 則 第 五 四 条 的 规 定 に よ り 讀 み 替 え ら れ た 昭 和 六 十 年 改 正 法	第六十三条 平成十三年統合法附則第五十四条の規定により読み替えられた昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項の規定により国民年金の管掌者たる政府が交付する費用について、国民年金法施行規則第八十二条の四から第八十二条の人までの規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げられる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	年 金 交 付 金 金 保 險 組 合 大 農 林 水 產 大 臣 と の 算 定	存 續 組 合 大 農 林 水 產 大 臣 と の 算 定
第一号ハ	九 月 三 十 日	(存 續 組 合 (平 成 十 三 年 統 合 法 附 則 第 二 十 二 八 条 第 三 項 に 規 定 す る 存 續 組 合 大 農 林 水 產 大 臣 と の 算 定	(存 續 組 合 (平 成 十 三 年 統 合 法 附 則 第 二 十 二 八 条 第 三 項 に 規 定 す る 存 續 組 合 大 農 林 水 產 大 臣 と の 算 定						

第三項	第七条第十八条	第二項	第七条第十八条	第一項	第七条第十八条	第六条第十八条	第八条第十八条	第五条第十二条	第六条第十八条
る。行うものとす	置政令 経過措	置政令 経過措	る。行うものとす	置政令 経過措	同日	九月三十日	九月三十日	同日	九月三十日
までに行うものとする。	過措置政令	過措置政令	行うものとする。ただし、存続組合に係る同項の規定による基礎年金交付金の交付は、平成十四年四月十二日までに行うものとする。	過措置政令	平成十四年統合法経過措置政令第二十八条第一項の規定により読み替えられた経過措置政令	平成十四年統合法経過措置政令第二十八条第一項の規定により読み替えられた経過措置政令	平成十四年統合法経過措置政令第二十八条第一項の規定により読み替えられた経過措置政令	平成十四年統合法経過措置政令第二十八条第一項の規定により読み替えられた経過措置政令	平成十四年統合法経過措置政令第二十八条第一項の規定により読み替えられた経過措置政令

を記載した届書を厚生労働大臣に提出したもの
になります。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成一七年二月二十五日厚生労働省令第三二号）
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
附 則（平成一七年二月二十五日厚生労働省令第二二号）
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年二月二十五日厚生労働省令第三二号）
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
附 則（平成一七年二月二十五日厚生労働省令第二二号）
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成五年四月七日厚生省労働省令第七八号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則(平成二年七月一日厚生労働省令)
この規則は、第一条の規定による改正後の児童福祉法施行規則第六条の規定とする同日について適用する。
附 則(平成二年三月一〇日厚生労働省令)
この規則は、第一条の規定による改正後の児童福祉法施行規則第六条の規定とする同日について適用する。

附 則(平成五年四月七日厚生省労働省令第七八号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則(平成二年七月一日厚生労働省令)
この規則は、第一条の規定による改正後の児童福祉法施行規則第六条の規定とする同日について適用する。
附 則(平成二年三月一〇日厚生労働省令)
この規則は、第一条の規定による改正後の児童福祉法施行規則第六条の規定とする同日について適用する。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。
（施行期日）

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。
（施行期日）

附 則 (平成一五年一〇月一三日厚生労働省令第一六五号)抄
この省令は、平成十五年十月二十七日から施
る。
(経過措置)
2 この省令の施行の際現にある第一条の規定に

附 則 (平成一五年一〇月一三日厚生労働省令第一六五号)抄
この省令は、平成十五年十月二十七日から施
る。
（経過措置）
2 この省令の施行の際現にある第一条の規定に

行する。
附 則（平成一五年一二月二六日厚生労働省令第一八二号）
二〇〇〇年三月一日起、(一)の施行による改正前の国民年金法施行規則様式第十六号による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
二〇〇〇年三月一日起、(二)の規定による改訂の施行による改正前の国民年金法施行規則様式第十六号による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

行する。
附 則 (平成一五年一二月二六日厚生労
働省令第一八二号)
二〇〇〇年三月一日起、(一)の施行
による改正前の国民年金法施行規則様式第十六号
による用紙については、当分の間、これを取り
繕つて使用することができる。
(二)の規定による改定を適用する。(三)の規定によ
る改定を適用する。

この省令は 平成十六年二月一日から施行する。
附 則（平成一六年三月三一日厚生労働省令第七六号）

この省令は 平成十六年二月一日から施行する。
附 則（平成一六年三月三一日厚生労働省令第七六号）

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。
（様式に関する経過措置）

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。
（様式に関する経過措置）

による改正後の様式によるものとみなす。
この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
する。

による改正後の様式によるものとみなす。
この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
する。

用することができる。
附 則（平成一六年三月三一日厚生労働省令第七七号）抄
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

用することができる。
附 則（平成一六年三月三一日厚生労働省令第七七号）抄
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年七月一日厚生労働省
令第一一二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年七月一日厚生労働省
令第一一二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 六年九月二九日厚生労働省令第一一六号)
平成十六年四月一日から施行する。

附 則 平成十六年四月一日から施行する。
(平成六年九月二九日厚生労働省令第一六六号)

省令第一四一號
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一八年一月一六日厚生労働
省令第七号）
この省令は、公布の日から施行する。

省令第一四一號
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一八年一月一六日厚生労働
省令第七号)
この省令は、公布の日から施行する。

の省令による改正後の規定の例によりすることができる。

附則（平成一九年一二月九日厚生労働省令第一五〇号）
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 勤省令第一五二号
（平成二十九年一二月二十五日厚生労働省令）
この省令は、平成十九年十二月二十六日から施行する。
付 則 (平成二十九年三月二六日厚生労働省令)

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。
省令第四八号

附 則（平成二〇年六月二七日厚生労働省令第一二三号）
（施行期日）
この省令は、平成二十一年七月一日から施行す

（経過措置）

この省令による改正前の国民年金法施行規則の様式による督促状は、当分の間、この省令による改正後の国民年金法施行規則の様式によるものとみなす。

附 則 (平成二〇年一月二八日厚生労
働省令第一六三号) 抄

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

省令第七五号（施行期日）抄

施行する。
附 則（平成二年三月三日厚生労働省令第九五号）抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の国民年金法施行規則第十五条の二の規定にかかわらず、平成二十一年度における同条の通知は、次の各号に定めるものとする。

に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。ただし、次条の通知が行われる場合は、この限りでない。

おいて準用する第一条の規定による改正後の国民年金法施行規則第三十三条の三の規定の適用については、同条第一項中「当該事実のあつた

「日」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十七号)の施行の日」とする。

第三条 国民年金法の規定による老齢基礎年金（以下単に「老齢基礎年金」という。）の受給権者は、国民年金法等の一部を改正する法律の施

行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第百九十四号。以下「平成二十二年経過措置政令」という。）第七条第一項の規定に該当するときは、速やかに、次

第一項の規定による届出書に記載した事項を日本年金機構に掲げる事項を記載した届書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出しなければならない。

二 氏名、生年月日及び住所
三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十二号）第二条第五項に規定する

年法第第十七号) 第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)又は国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号(以下「基礎年金番号」という。)

三 老齢基礎年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）

四
配偶者の氏名及び生年月日
五
配偶者が受ける権利を有する平成二十二年
経過措置政令第七条第一項第一号に規定する
給付の名称、当該給付に係る制度の名称及び

その管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番

六 国民年金法等の一部を改正する法律の施行
に伴う年金制度に關する命令（昭和六十二年
三月二十九日付）

に付し、総理が置くに付する政令（昭和二年政令第五十四号。以下「昭和六十一年経過措置政令」という。）第二十八条に定める給付を受ける権利を有する者にあつては、その旨

並びに当該給付の名称並びに当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関

えなげれはならなし

配偶者が平成二十一年経過措置政令第七条第一項第一号の規定に該当することを明らかにすることができる書類

二 受給権者と配偶者の身分関係を明らかにすることができる市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本

三 施行日において受給権者が配偶者によつて生計を維持していたことを明らかにすることができる書類

受給権者」と、同条第四項第二号中「昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定に該当する者及び同法附則第十四条第一項又は第二項の規定による加算が行われる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定に該当する」と、第十六条の三第一項中「昭和六十年改正法附則第十五条第二項」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項」と、同項第四号中「昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第七条第一項第一号に規定する」と読み替えるものとする。
(加算事由不該当の届出)
第五条 平成二十二年経過措置政令第七条第一項の規定による加算が行われている老齢基礎年金の受給権者及び同令第八条第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者は、昭和六十一年経過措置政令第二十五条各号(厚生年金保険法による老齢厚生年金(厚生労働大臣が支給するものに限る。)を除く。第四号において同じ。)に掲げる給付を受ける権利を有することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。
一 氏名、生年月日及び住所
二 個人番号又は基礎年金番号
三 老齢基礎年金の年金証書の年金コード
四 昭和六十一年経過措置政令第二十五条各号に掲げる給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができる年月日並びにその年の年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号
(加算の支給停止事由該当の届出)
第六条 平成二十二年経過措置政令第七条第一項の規定による加算が行われている老齢基礎年金の受給権者及び平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定による加算が行われている老齢基礎年金の受給権者は、昭和六十一年経過措置政令第二十八条に定める給付を受ける権利を有することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、当該老齢基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りではない。
一 氏名、生年月日及び住所
二 個人番号又は基礎年金番号
三 老齢基礎年金の年金証書の年金コード
四 昭和六十一年経過措置政令第二十八条に定める給付の名称、当該給付に係る制度の名称

及びその管掌機関、その支給を受けることが
できることとなつた年月日並びにその年金証
書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金
コード又は記号番号若しくは番号

(加算の支給停止事由消滅の届出)

第七条 老齢基礎年金の受給権者は、平成二十二年
経過措置政令第九条第一項の規定によつて平
成二十二年経過措置政令第七条第一項の規定に
より加算する額の支給を停止されている老齢基
礎年金及び平成二十二年経過措置政令第九条第
二項の規定によつて支給を停止されている同令
第八条第一項の規定による老齢基礎年金につい
て、当該加算額又は老齢基礎年金の支給停止の
事由が消滅したとき(国民年金法第二十条第一
項の規定又は昭和六十年改正附則第十一条第
二項の規定に該当しなくなつたことにより支給
停止の事由が消滅したときを除く。)は、国民
年金法施行規則第十七条の七の規定にかかわら
ず、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書
を機構に提出しなければならない。ただし、國
民年金法施行規則第十七条第一項に規定する申
請書が提出された場合は、この限りでない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

三 老齢基礎年金の年金証書の年金コード

四 支給を停止すべき事由となつていた昭和六
十一年経過措置政令第二十八条に定める給付
の名称、当該給付に係る制度の名称及びその
管掌機関並びにその年金証書、恩給証書又は
これらに準ずる書類の年金コード又は記号番
号若しくは番号

五 支給を停止すべき事由が消滅した年月日
えなければならない。

一 平成二十二年経過措置政令第八条第一項の
規定による老齢基礎年金の受給権者(老齢厚
生年金(その全額につき支給を停止されてい
るものを除く。)の受給権者である者を除く
。)にあつては、提出日前一日以内に作成さ
れた当該受給権者の生存に関する市町村長の
証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民
基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)
第三十条の九の規定により当該受給権者に係
る機構保存本人確認情報(同条に規定する機
構保存本人確認情報をいう。)の提供を受け
ることができないときに限る。)

支給を停止すべき事由が消滅したことを明らかにできる書類

附 則（平成二十三年二月一四日厚生労働省令第一八号）
この省令は、平成二十三年二月二十八日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三一日厚生労働省令第四〇号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二三年五月一〇日厚生労働省令第五九号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行日前に住所の変更又は死亡があつた場合における住所の変更の届出又は死亡の届出については、なお従前の例による。
(旧国民年金法による年金たる給付の届出)
第三条 国民年金法施行規則第二十四条第五項及び第六項の規定は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十一年改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）、通算老齢年金、障害年金及び寡婦年金について準用する。
附 則（平成二三年五月二七日厚生労働省令第六七号）
この省令は地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年六月一日）から施行する。
附 則（平成二三年一〇月七日厚生労働省令第一二七号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則（平成二三年一〇月二一日厚生労働省令第一三三号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則（平成二三年一月一八日厚生労働省令第一三六号）抄
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二四年三月一七日厚生労働省令第三七号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十四年七月一日から

施行する。ただし、第一条の規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の国民年金法施行規則第三十一条第三項第二号及び第四十二条第三項第一号の規定は、平成二十三年以後の年の所得による障害基礎年金及び遺族基礎年金の支給の停止に関する手続について適用し、平成二十二年以前の年の所得による支給の停止に関する手続については、なお従前の例による。

第五条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成二十四年三月三十日厚生労働省令第五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月二十八日厚生労働省令第一〇一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則 (平成二十四年七月二十五日厚生労働省令第一一〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年九月二八日厚生労働省令第一一五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年九月二九日厚生労働省令第一一六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年九月三十日厚生労働省令第一一七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年九月二八日厚生労働省令第一一八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年九月二九日厚生労働省令第一一九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年九月三十日厚生労働省令第一二〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

3 (経過措置)

この省令による改正後の国民年金法施行規則第十五条の二第二項の規定は、この省令の施行の日以後に五十九歳に達する同項の被保険者の被保険者については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十五年一月九日厚生労働省令第一二一號)

(施行期日)

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年五月二九日厚生労働省令第六六号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日厚生労働省令第七七号)

(施行期日)

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年七月七日厚生労働省令第一二六号)

(施行期日)

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年七月二二日厚生労働省令第八三号)

(施行期日)

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二八日厚生労働省令第八七号)

(施行期日)

この省令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行する。

附 則 (平成二五年七月一八日厚生労働省令第一一八号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年三月二四日厚生労働省令第一一九号)

(施行期日)

この省令は、平成二十五年改正法の施行の日(平成二十六年一月三日)から施行する。

附 則 (平成二六年三月二九日厚生労働省令第一二〇号)

(施行期日)

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年四月三十日厚生労働省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年五月三十日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日厚生労働省令第七七号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年七月一九日厚生労働省令第一一九号)

(施行期日)

この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二六年七月二二日厚生労働省令第八三号)

(施行期日)

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年七月二九日厚生労働省令第一一〇号)

(施行期日)

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年八月二九日厚生労働省令第一一〇号)

(施行期日)

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年九月二九日厚生労働省令第一一一号)

(施行期日)

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年九月三十日厚生労働省令第一一九号)

(施行期日)

この省令は、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年十月一日)から施行する。

附 則 (平成二六年十月一九日厚生労働省令第一一九号)

(施行期日)

この省令は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二六年十一月三十日厚生労働省令第一一九号)

(施行期日)

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

けた日をいう。以下この項において同じ。)がこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、学生納付特例申請の委託の日のが施行日前の場合については、なお従前の例による。

この省令は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、同日前に五十八歳に達した同項の被保険者については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年一月三十日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、平成二十七年三月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一月三十日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、同日前に五十九歳に達する同項の被保険者については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年二月三十日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、同日前に六十歳に達した同項の被保険者については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年三月三十日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、同日前に七十歳に達した同項の被保険者については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年四月三十日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、同日前に八十歳に達した同項の被保険者については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年五月三十日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、同日前に八十五歳に達した同項の被保険者については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年六月三十日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、同日前に九十五歳に達した同項の被保険者については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年七月三十日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、同日前に一百歳に達した同項の被保険者については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年八月三十日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、同日前に一百二十歳に達した同項の被保険者については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年九月三十日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、同日前に一百三十歳に達した同項の被保険者については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年十月三十日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、同日前に一百四十歳に達した同項の被保険者については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年十一月三十日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、同日前に一百五十歳に達した同項の被保険者については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年十二月三十日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、同日前に一百六十歳に達した同項の被保険者については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年一月三十日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、同日前に一百七十歳に達した同項の被保険者については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年二月三十日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、同日前に一百八十歳に達した同項の被保険者については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年三月三十日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、同日前に一百九十歳に達した同項の被保険者については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年四月三十日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、同日前に一百二十歳に達した同項の被保険者については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年五月三十日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、同日前に一百三十歳に達した同項の被保険者については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年六月三十日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、同日前に一百四十歳に達した同項の被保険者については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年七月三十日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、同日前に一百五十歳に達した同項の被保険者については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年八月三十日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、同日前に一百六十歳に達した同項の被保険者については、なお従前の例による。

1	この省令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。（様式に関する経過措置）	附 則（平成二十八年八月一八日厚生労働省令第一四一号）抄
2	この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。	附 則（平成二十八年一月一日厚生労働省令第一六八号）抄
3	この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。	附 則（平成二十七年四月一四日厚生労働省令第九五号）
	この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二十七年五月八日厚生労働省令第九九号）
	附 則（平成二十七年五月八日厚生労働省令第九九号）	附 則（平成二十七年五月八日厚生労働省令第九九号）
	この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。	附 則（平成二十七年五月八日厚生労働省令第九九号）
	附 則（平成二十七年六月一四日厚生労働省令第一一六号）	附 則（平成二十七年六月一四日厚生労働省令第一一六号）
	この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。	附 則（平成二十七年六月一四日厚生労働省令第一一六号）
	附 則（平成二七年九月一四日厚生労働省令第一三六号）	附 則（平成二七年九月一四日厚生労働省令第一三六号）
	この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。	附 則（平成二七年九月一四日厚生労働省令第一三九号）
	附 則（平成二七年九月一六日厚生労働省令第一三九号）	附 則（平成二七年九月一六日厚生労働省令第一三九号）
	この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。	附 則（平成二七年九月一六日厚生労働省令第一三九号）
	附 則（平成二七年九月二四日厚生労働省令第一四四号）	附 則（平成二七年九月二四日厚生労働省令第一四四号）
	この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。	附 則（平成二七年九月二四日厚生労働省令第一四四号）
	附 則（平成二七年九月三〇日厚生労働省令第一五三号）抄	附 則（平成二七年九月三〇日厚生労働省令第一五三号）抄
	（施行期日）	（施行期日）
1	この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年二月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年二月一日から施行する。（実施機関による届書等の受理、送付等に関する経過措置）	附 則（平成二八年七月一五日厚生労働省令第一三〇号）
2	政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行	附 則（平成二九年六月一四日厚生労働省令第六三号）
	この省令は、公布の日から施行する。	（施行期日）
	第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。（施行期日）
	（施行期日）	（施行期日）
1	この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年二月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年二月一日から施行する。（施行期日）	附 則（平成二九年二月二四日厚生労働省令第一一一号）抄
2	この省令の施行の日前にされたこの省令による改正前の国民年金法施行規則第七十七条の五第三項の規定による申出については、この省令による改正後の同項の規定による申出とみなす。	附 則（平成二九年二月二四日厚生労働省令第一一一号）抄
	この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年三月一日から施行する。（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、同年三月一日から施行する。（施行期日）	附 則（平成二九年二月二四日厚生労働省令第一一一号）抄	
2	老齢基礎年金等施行日前請求手続については、この省令による改正後の国民年金法施行規則第十六条の規定の例による。	附 則（平成二九年六月一四日厚生労働省令第六三号）

附 則（令和元年一〇月四日厚生労働省令第六二号）
この省令は、令和元年十月十八日から施行する。
附 則（令和二年一〇月二六日厚生労働省令第一七七号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（令和二年一二月二五日厚生労働省令第二〇八号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附 則（令和三年三月八日厚生労働省令第四六号）
(施行期日)
第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中国民年金法施行規則第十三条第七項の改定規定並びに第四条及び第五条の規定は同年八月一日から、第六条の規定は公布の日から施行する。
附 則（令和三年三月三一日厚生労働省令第六七号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、令和三年十月一日から施行する。ただし、第一条中国民年金法施行規則第七十七条第二項第三号及び第四号、第七十七条の三第二項第三号、第七十七条の四第二項第四号及び第五号並びに第七十七条の五第二項第三号及び第四号の改正規定は同年四月一日から、第二条の規定は同年八月一日から施行する。
(国民年金法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の国民年金法施行規則（以下この条において「改正後国年法規則」という。）第三十一条第二項第十二号ハ並びに第三項第一号及び第二号の規定は、令和三年十月以後の月分に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金についての裁定の請求、支給停止の申請、支給停止の申出の撤回及び所定状況の届出（以下この項において「請求等」

附 則（令和元年一〇月四日厚生労働省
令第六二号）
この省令は、令和元年十月十八日から施行す
る。

2 いう)について適用し、同年九月以前の月份に係る当該請求等については、なお従前の例による。
改正後国年則第七十七条第二項第三号及び第

〔令和二年法律第四十号。以下この条において「令和二年改正法」という。〕第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下この条において「旧法」とい

一 氏名（通知書に記載された氏名に変更がある者にあつては、変更後の氏名）、生年月日及び住所
二 個人番号又は基礎年金番号

2 改正後国年則第七十七条第二項第三号及び第四号、第七十七条の三第二項第三号並びに第七十七条の五第二項第三号及び第四号の規定は、令和三年七月以後の月分に係る保険料全額免除及び保険料一部免除の申請並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第一項及び第二項並びに政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項の申請（以下この項において「保険料全額免除等の申請」という。）について適用し、同年六月以前の月分に係る当該保険料全額免除等の申請については、なお従前の例による。

3 改正後国年則第七十七条の四第二項第四号及び第五号の規定は、令和三年四月以後の月分に係る学生等の保険料納付の特例に係る申請について適用し、同年三月以前の月分に係る当該申請については、なお従前の例による。
(様式に関する経過措置)

第六条 令和元年以前の年の所得に係る障害基礎年金所得状況届、老齢福祉年金所得状況届、特別障害給付金所得状況届及び障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届並びにこれらに添えるべき書類については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和三年六月三十日厚生労働省
令第一一五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
(国民年金手帳の交付を受けている者等に係る基礎年金番号通知書の交付等に関する経過措置)

第二条 厚生労働大臣は、この省令による改正後の国民年金法施行規則（以下「改正後国年則」という。）第十条第一項及びこの省令による改正後の厚生年金保険法施行規則（以下「改正後厚年則」という。）第八十一条第一項の規定にかかるわらず、年金手帳既交付者（この省令の施行の際現に国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律

〔令和二年法律第四十号。以下この条において「令和二年改正法」という。〕第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下この条において「旧法」とい

一 氏名（通知書に記載された氏名に変更がある者にあつては、変更後の氏名）、生年月日及び住所
二 個人番号又は基礎年金番号

(令和二年法律第四十号。以下この条において「令和二年改正法」という。) 第二条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号。以下この条において「旧法」という。) 第十三条第一項(旧法附則第五条第四項、令和二年改正法附則第四十八条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第十二条第五項及び令和二年改正法第八条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第二十三条第五項において準用する場合を含む。)及び旧法附則第七条の四第二項に規定する国民年金手帳をいう。以下同じ。)の交付を受けている者をいう。以下同じ。)及び通知書既交付者(この省令の施行の際現に通知書(この省令による改正前の国民年金法施行規則(以下「改正前国年則」という。)第八十三条の八第一項に規定する基礎年金番号に関する通知書をいう。以下同じ。)の交付を受けている者をいう。以下同じ。)に対しては、改正後国年則第十条第一項及び改正後厚年則第八十一条第一項の規定による基礎年金番号通知書の交付は行わないものとする。

〔令和二年法律第四十号。以下この条において「令和二年改正法」という。〕第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下この条において「旧法」とい

一 氏名（通知書に記載された氏名に変更がある者にあつては、変更後の氏名）、生年月日及び住所
二 個人番号又は基礎年金番号

二 氏名（通知書に記載された氏名）、生年月日
三 通知書を滅失し、又は毀損した者にあつて
　　は、その事由
第五条 厚生労働大臣は、前二条の規定により基礎年金番号通知書の交付の申請書を受理したときは、基礎年金番号通知書を作成し、これを年金手帳既交付者又は通知書既交付者に交付しなければならない。
(国民年金手帳の交付を受けている者等に係る国民年金手帳の使用等に関する経過措置)
第六条 この省令の施行の際現に交付されている国民年金手帳及び通知書は、当分の間、この省令による改正後の省令に規定する基礎年金番号を明らかにすることができる書類とみなす。
(国民年金法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 年金手帳既交付者及び通知書既交付者に係る国民年金法第十四条の厚生労働省令で定める記号及び番号は、改正後国年則第一条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる記号番号をいう。

一 年金手帳既交付者 国民年金手帳の記号番号

二 通知書既交付者 通知書に記載された記号番号

(国民年金手帳の再交付の申請をしている者に係る基礎年金番号通知書の交付に関する経過措置)

第八条 この省令の施行の際現に改正前国年則第十三条第一項及びこの省令による改正前の厚生年金保険法施行規則第十二条第一項の規定により行われている国民年金手帳の再交付の申請については、この省令の施行の日以後は、改正後国年則第十二条第一項の規定により行われた基礎年金番号通知書の再交付の申請とみなすことができる。

附 則 (令和三年一二月二七日厚生労働省令第四六号) 抄
　　この省令は、令和四年一月一日から施行する。

樣式第十八號（第一百二十一條關係）

1. おもに問題をうなづける他の方法により復習するものとする。
2. おもに問題をうなづける他の方法により復習するものとする。
3. おもに問題をうなづける他の方法により復習するものとする。
4. おもに問題をうなづける他の方法により復習するものとする。

樣式第十九號（第一百一十二條關係）

備考
1. 用紙寸法に外れたり2125万の範囲は、複数枚とする。
2. どのものもOKで、複数の写真をひとつに、その複数写真的範囲をひとつにできる。

様式第二十号（第一百二十三条関係）

阅读材料的整理						
项目名	摘要	读取材料号	日	周	月	年
			丙	丙	丙	丁

備考 1. 用紙の寸法は、A4列4とする。

様式第二十一号（第一百二十四条関係）

備考 1. 周囲の寸法は、各片とも2.125in(54.6mm)、厚21.6mmとする。
2. 各片は、左端面を切り付けた他の片面により接続するものとする。
3. 各片にあわせて車輪を用意する場合、片側、厚さにて記入するものとする。
4. 必要にあるとときは、奥側の表面を加えることなく、その他の側面の強度を加えることができる。

様式第二十二号(第一百二十七条関係)

保険等収納状況報告書						
令和 年 月 日						
厚生労働大臣 殿		○○○金事務所 主任収納員 所 載・氏名				
令和 年度 令和 年 月 分						
摘要	前月述べた額	本月収納額	計	本月述べた額	本月述べた額	備考
主任収納員 ○○ ○○						
分任収納員 ○○ ○○						
* ○○ ○○						
計						

備考 1. 用紙の寸法は、A4列4とする。
2. 必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

卷之二十三 骨肉百二十九

備考 1. 用紙の寸法は、A4列4とする。
2. 必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えること
ができる。